



# 茅崎市 景観計画

Town Scape Planning of Chigasaki City



晩秋の西浜海岸（撮影 寺尾恵一さん）



ちがさき春景色（撮影 三山静雄さん）



こいのぼりの下で（撮影 小西琢郎さん）



期待に満ちた朝。波を待つ。（撮影 白鳥慶記さん）



（撮影 熊切純一さん）



見上げれば、桜（撮影 景観みどり課）



春の茅ヶ崎館（撮影 西村誠さん）



緑側でおしゃべり。（撮影 景観みどり課）



海・海船・芽吹き（撮影 三橋嘉孝さん）



サザンC越しのカップル（撮影 古角理紗さん）



朝の風景～小出川土手の道～（撮影 西村まさおさん）



（撮影 五十嵐正真さん）



茅ヶ崎にもある里山（撮影 廣田耕治さん）



磯釣り（撮影 三山静雄さん）



のんびり（撮影 景観みどり課）



茅ヶ崎の朝陽（撮影 森直樹さん）



今日の夜ご飯（撮影 松原宗佑さん）



サーフィン（撮影 五十嵐正真さん）



空と海の間に見える鳥帽子岩（撮影 工藤風子さん）



祭りの散歩道（撮影 吉田奈緒子さん）



桜下のヤンチャ時代（撮影 永井隆太郎さん）



新鮮やかな中央公園 (撮影 三山静雄さん)



陸上中継の盛り始め (撮影 永井隆太郎さん)



茅ヶ崎漁港の朝 (撮影 阿部可郎さん)



朝の風景～小出川土手の道～ (撮影 西村まさおさん)



ウィンドサーフィン (撮影 五十嵐正男さん)



サーフィンの若者 (撮影 鹿島清人さん)



茅ヶ崎から見た富士 (撮影 森直樹さん)



暮色 (撮影 三山静雄さん)



えぼし岩からの日の出と夕日 (撮影 切通進さん)



手を繋いで (撮影 古角理紗さん)



何してるの? (撮影 景観みどり課)



店の奥はワイワイガヤガヤ (撮影 景観みどり課)



とらんぼりん (撮影 松原宗佑さん)



冬の茅ヶ崎海岸 (撮影 青木勇さん)



茅ヶ崎の八王子神社 (撮影 城田明香さん)



富士を望む (撮影 阿部可郎さん)



134号道路 (撮影 五十嵐正男さん)



あさの細道 (撮影 田中杏奈さん)



夕焼けのシルエット (撮影 朝倉誠さん)



赤羽根 (撮影 城田勝則さん)



小出川と彼岸花 (撮影 五十嵐正男さん)



## はじめに



本市では、平成 10 年に「茅ヶ崎市都市景観基本計画」を策定して以降、市内の良好な景観形成に努めてまいりました。平成 16 年に景観法が施行され、本市は平成 18 年 4 月に景観法（以降、法）に基づく景観行政団体となり、平成 20 年 7 月に景観計画（以降、計画）を策定しました。策定からの 10 年間では、空間の形態・意匠に焦点をおき、景観協議や屋外広告物条例の制定など景観施策に関する制度等を構築しました。

この 10 年の間に、仕事や家事以外の個人のための時間を充実させるなど、人々の生活スタイルが変化しつつあります。このような変化に対して、人それぞれの生活スタイルに応じて、街なかで過ごせるような居心地の良い場所をつくることがまちづくりに求められています。それを踏まえ、本市では、これまでの 10 年間の取組を基盤にしつつ、建物の外観等を整えるだけでなく、人々の心象（イメージ、価値・魅力）を軸に景観まちづくりを進めていきたいと考え、あらためて人々が感じる「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）」を整理するとともに、今後、本市が目指す景観の考え方を計画に決めました。

本市の景観は、「屋外の生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られること」を目指し、空間づくりをはじめとした景観まちづくりを進めていきます。市民、事業者及び行政が本市の景観を意識することで、人々は茅ヶ崎に「行きたい」「住みたい」「住んで良かった」と感じ、屋外の生活をより一層、楽しんでもらえると考えます。

最後に、景観計画の実行に向けての決意を新たにするとともに、今後の本市の良好な景観形成について、皆様方にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

2019 年 1 月(平成 31 年 1 月)

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### ※元号について

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

#### ※「つじどう」について

「つじどう」の「つじ」の字については、しんにょうの旧字体である点が2つの「辻」が正式な文字ですが、コンピュータの環境により表示できない場合があるため、新字体である点が1つの「辻」の字を用いている箇所があります。







## 重要用語の解説

用語	説明
景観法	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する法律。これまでの地方公共団体の取り組みを踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、良好な景観のための行為の制限、景観地区や景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めています。
景観行政団体	景観法第7条第1項に規定する「景観法に基づく景観計画を策定しそれを実施する主体」をいいます。政令市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となります。また、その他の市町村は、都道府県知事の同意を得て、景観行政団体になることができます。本市は、平成18年4月に景観行政団体になりました。
景観計画	景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」をいいます。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項等を定めることができます。
景観ゾーン	地形、土地利用などの性質を考え、一体的に景観形成を進めるべき範囲をいいます。
景観ベルト	道路、河川、海岸及び丘陵地などで帯状の場所で、景観の保全及び創出が望まれる範囲です。景観ベルトについては、景観重要公共施設等に指定し、整備や保全等により景観形成を図っていきます。
景観拠点	商業や行政機能などの都市機能の集積が見られる場所で、特別景観まちづくり地区等に指定し、景観形成を図る場所です。
景観ポイント	ゾーンの景観特性を良く表し、茅ヶ崎の「見どころ」となっている（もしくは、将来的になる）場所で、本計画の達成度を確認する定点観測を行う場所でもあります。景観ポイントで行われる公共施設等の整備やまちづくり活動については、ポイントの方針に基づき、景観形成を図ります。
眺望点	市内の中でも見晴らしの良い地点で、ゾーン、ベルト、拠点及びポイントの中でも特に当該点からの見晴らしを確保すべき点です。
眺望景観	眺望景観は、眺望点から見た景観のことをいいます。
景観地区	景観法第61条に規定する「より積極的に景観形成を図ることを目的に、都市計画に建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置、敷地面積等を定める地区」をいいます。
指定地区	「景観まちづくりを積極的に行う地区として市が指定する地区」をいいます。「特別景観まちづくり地区」と「景観まちづくり地区」があり、地区独自の景観形成基準を定め、届出制度等による規制誘導を行います。

# 第1章

## 茅ヶ崎市の景観まちづくり



何がいる？（撮影 古角理紗さん）



サーフィン（撮影 五十嵐正男さん）



ベンチ利用者と鉄砲道（撮影 寺尾恵一さん）



冬の伊豆の山々の夕暮れ（撮影 五十嵐正男さん）



リベンデル（撮影 景観みどり課）



朝の風景～小出川土手の道～（撮影 西村まさおさん）



さんぼ（撮影 添田典子さん）



里山公園の春（撮影 五十嵐正男さん）



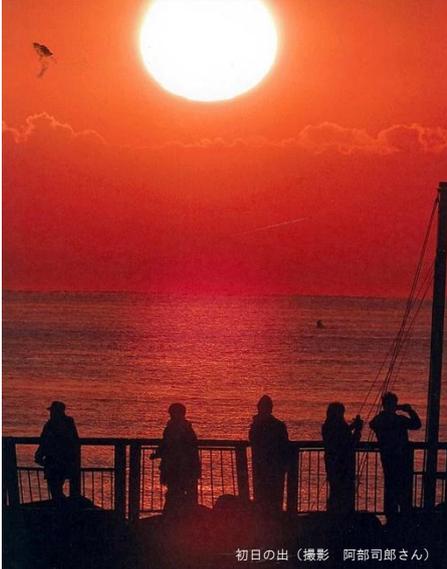
お手をつないでサーフィン（撮影 西尚平さん）



江ノ島キャンドルとサーファー（撮影 森直樹さん）



さくら広場に集まる人々（撮影 城田明香さん）



初日の出（撮影 阿部司郎さん）



（撮影 三橋嘉寿さん）



ぼくが先頭（撮影 景観みどり課）



水曜日の雄三通り（撮影 景観みどり課）



海から見る江ノ島（撮影 鶴嶺中の生徒さん）



## 1-1 背景

全国的に人口・世帯減少が進み、高齢者数の増加や少子化の影響により高齢化も進んでいます。仕事と子育てを両立する割合や男性の育児・家事への参加が増え<sup>1),2)</sup>、女性の就労に対する意識や環境が変わるなど、人々の生活スタイルも変化しています。

本市の状況を見ると、リタイア世代の増加により昼間人口が増え、就労も通学もしていない方が増加する傾向にあります。また、1日の時間の使い方を見ると、15歳以上の男女はともに、趣味や交流など3次活動に充てる時間が増加の傾向にあり、男性は仕事・学業の時間が、女性は家事に関わる時間が減少しています。

このように、昼間人口の増加や3次活動が増えつつある状況は、仕事や家事以外の「家族、恋人、友人等と交流」、「趣味や学習」など、個人のための時間を充実させる環境や機会を創出していくことが、これまで以上に求められてきます。

上記のような状況を踏まえ、今後のまちづくりには、学習、自然観察、スポーツなどを楽しみ、時にはひとりで過ごすなど、人それぞれの生活スタイルに応じて、街なかで過ごせるような居心地の良い場所をつくる必要があります。

本市は、「1-6 茅ヶ崎らしさ」で整理したように、魅力的なまちの資源が近接している環境が茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）になっており、今後の社会的状況に応える資質を持っています。そこで本市では、さらに茅ヶ崎らしさを高め、屋外の生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られることをまちづくりの目標として定めています。本市の景観も「屋外での生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られること」を目指し、空間づくりをはじめとした景観まちづくりを進めていきたいと考えています。

平成20年からの10年間は、空間の形態・意匠に焦点をおき、景観協議や屋外広告物条例の制定など景観施策に関する制度等を構築しました。

今後は10年間の取組を基盤にしつつ、建物の外観など見た目を整えるだけでなく、人々の心象（イメージ、価値・魅力）を軸に景観まちづくりを進めていきたいと考えています。今回、人々が茅ヶ崎の魅力を感じながら、楽しく生活ができるように景観まちづくりが果たすべき役割を整理するため、計画を見直しました。

市民、事業者及び行政が、本計画の基本理念や基本目標を意識し、空間づくりやまちづくり活動などの景観まちづくりを進めることで、人々が茅ヶ崎に「行きたい」「住みたい」「住んで良かった」と感じ、屋外の生活をより一層、楽しんでもらえると考えます。

1) 平成29年度 国土交通白書：国土交通省

2) 「平成28年社会生活基本調査」の結果から～男性の育児・家事関連時間～、内閣府男女共同参画局、平成29年10月

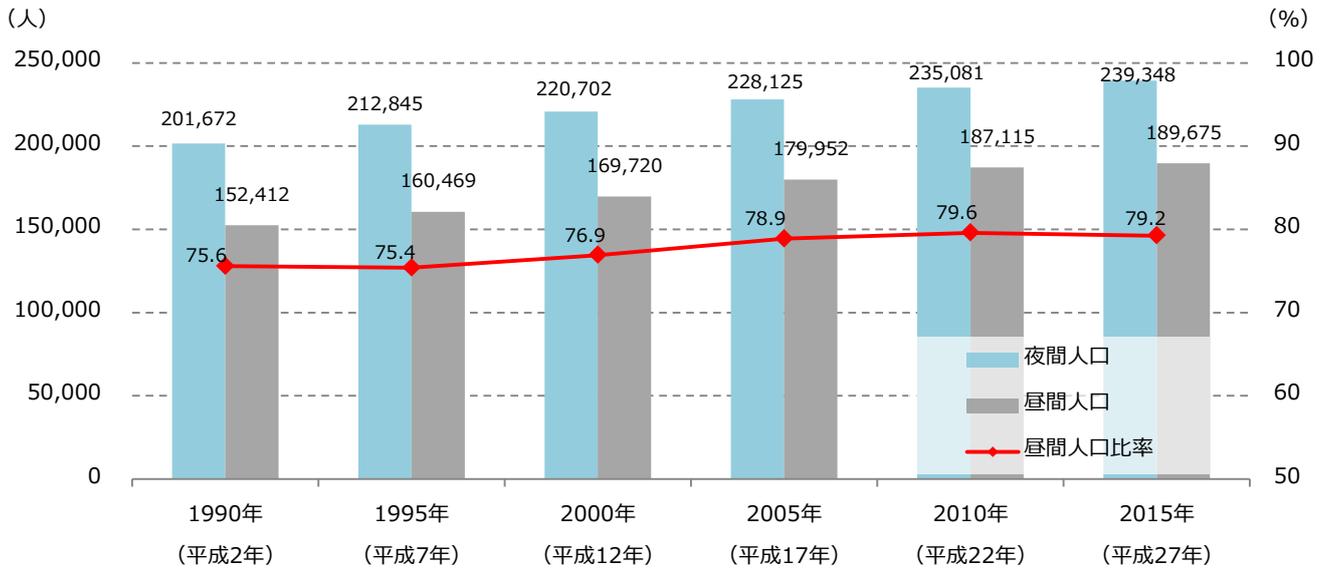


図 夜間人口と昼間人口

資料：国勢調査



図 従業・就学の状況（男性）

資料：国勢調査

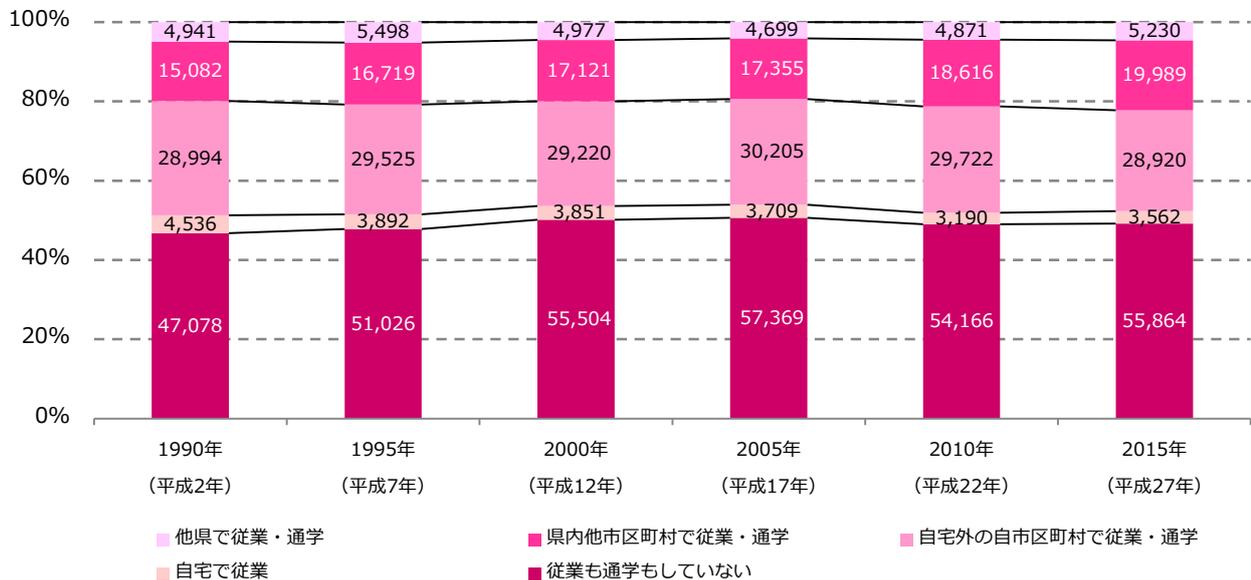
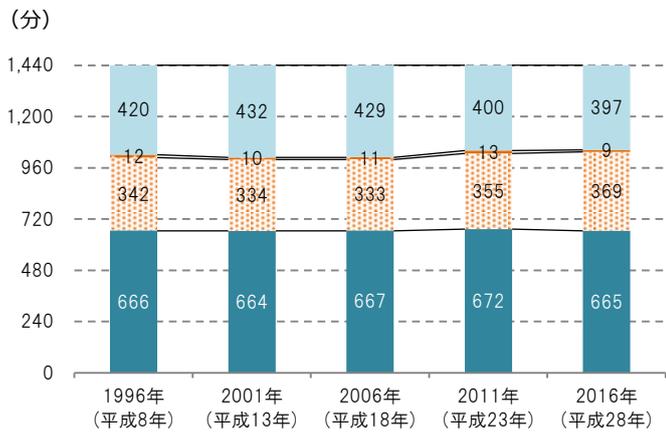
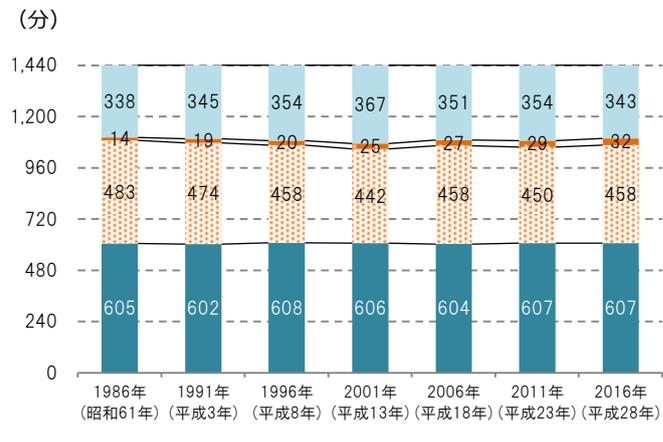


図 従業・就学の状況（女性）

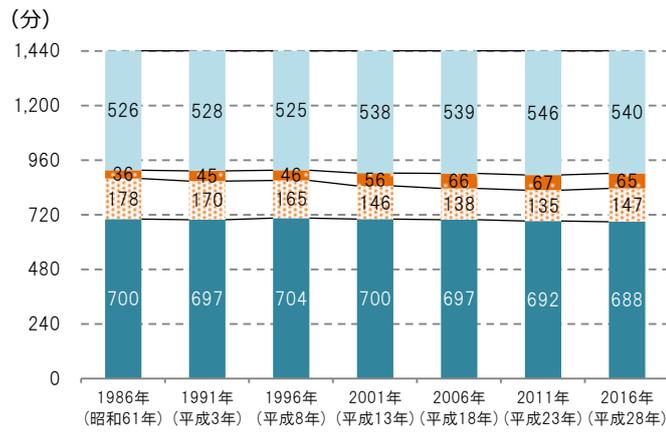
（資料：国勢調査）



10～14歳



15～64歳

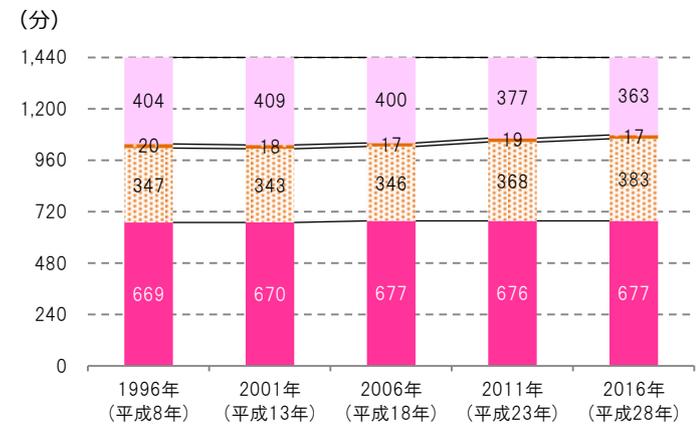


65歳以上

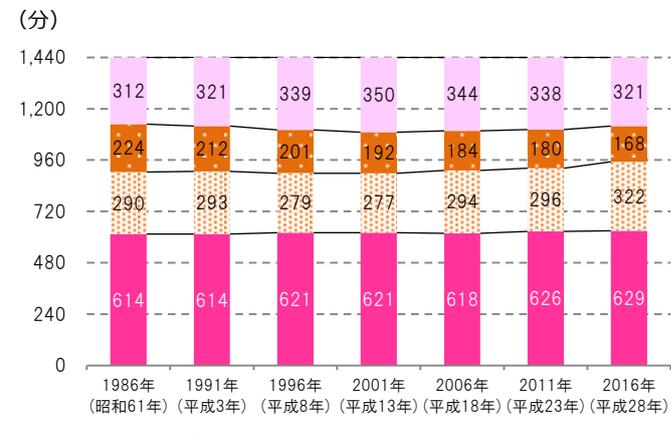
- 3次活動
- 2次活動 (家事関連)
- 2次活動 (仕事・学業等)
- 1次活動 (睡眠・食事等)

図 世代別の1日の時間の使い方 (男性)

(資料：社会生活基本調査)



10～14歳未満

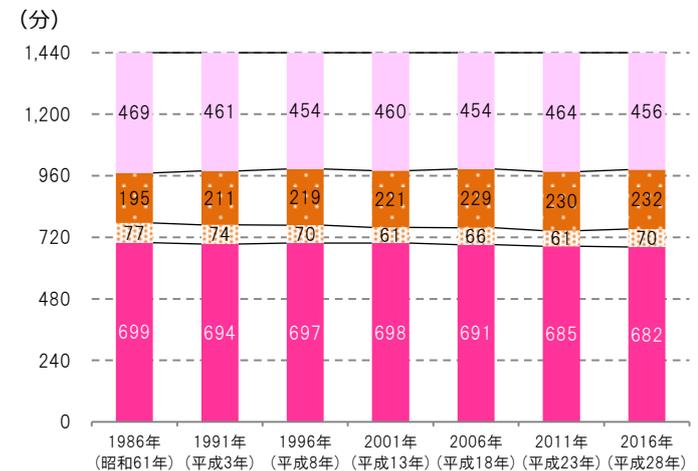


15～64歳

- 3次活動
- 2次活動 (家事関連)
- 2次活動 (仕事・学業等)
- 1次活動 (睡眠・食事等)

図 世代別の1日の時間の使い方 (女性)

(資料：社会生活基本調査)



65歳以上

## 1-2 これまでの景観の取組

### 1) 取組概要

本市の景観行政を振り返ると、平成9年度に「茅ヶ崎市都市景観基本計画」を策定し、平成11年度には「茅ヶ崎市景観まちづくり条例」を施行するなど、良好な景観を形成するため様々な施策を進めてきました。平成16年に景観法が施行され、地方公共団体は景観法に基づき景観計画を策定し、法に基づく規制誘導を行うことが可能となりました。

そこで平成20年から10年間を目標期間とする「茅ヶ崎市景観計画（以降、前計画）」を策定し、特別景観まちづくり地区等の指定により、適宜、本計画の改訂を行いました。

年度	取組
平成9年度	茅ヶ崎市都市景観基本計画策定、公共施設景観指針の策定
平成11年度	茅ヶ崎市景観まちづくり条例の制定（市独自の条例）
平成12年度	茅ヶ崎市景観まちづくり条例の施行
平成13年度	茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区の指定
平成17年度	茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区商業街区の景観まちづくり計画施行
平成18年度	景観法に基づく景観行政団体となる。景観計画策定のための景観計画検討会議の開催
平成20年度	景観計画の策定、景観条例の施行
平成21年度	景観重要樹木2件、ちがさき景観資源5件を指定
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区、浜見平特別景観まちづくり地区の指定に伴い、景観計画の改訂、景観条例の改正</li> <li>・屋外広告物条例の施行</li> <li>・景観重要樹木2件、ちがさき景観資源1件を指定</li> <li>・景観計画前期（H20～22）評価の実施</li> </ul>
平成25年度	景観計画の一部改訂の運用開始
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辻堂駅西口周辺特別景観まちづくり地区の指定に伴い、景観計画の改訂、景観条例の改正</li> <li>・茅ヶ崎市公共サインガイドラインの策定</li> <li>・ちがさき景観資源3件を指定（関東の富士見百景茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎南湖の左富士ヘッドランドとその周辺、県立茅ヶ崎里山公園内富士見の丘付近）</li> </ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道2244号線、市道5634号線（鶴嶺参道）、県立茅ヶ崎里山公園、市道8567号線、市道8569号線及び市道8568号線を景観重要公共施設に指定に伴い、景観計画を改訂</li> <li>・景観計画の全面改定に着手</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民俗資料館（旧和田家住宅、旧三橋家住宅）を景観重要建造物に指定</li> <li>・景観計画期末評価の実施</li> </ul>

## 2) 前計画の期末評価における主な意見と計画への反映

前計画は、景観まちづくりの目標の達成度を測るために、景観計画に位置づけた事業計画について、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルを確立させ、計画の進行管理を行うことが定められています。

28～29年度にかけ、景観まちづくり審議会（以降、審議会）にて前計画の評価を行い、29年6月に審議会から期末評価に対する答申を受けました。答申では主に3つの点について意見があり、その意見を本計画に反映しました。

### 期末評価の着手から答申までの流れ

日時	概要
29年1月	28年度第3回審議会にて、期末評価の進め方について報告。
29年3月	28年度第4回審議会に、期末評価（事務局案）を報告。
29年3～4月	各委員による評価を実施。
29年4月	審議会期末評価作業部会にて、審議会委員からの評価を基に、期末評価報告書（案）を作成。
29年6月	29年度第1回審議会にて、報告書（案）を審議会に諮問。作業部会部会長から、作業部会でとりまとめた報告書（案）が報告され、審議会からの評価が確定した。
29年6月27日	審議会より景観計画期末評価に対する審議結果の答申を受ける。答申を受け、景観計画（改定素案）への反映作業に着手。

### （審議会からの意見1）茅ヶ崎らしさを体現・体験できる景観づくりと事業の取組

前計画の取組を基盤にしつつ、今後は、より一層、「茅ヶ崎らしさ（茅ヶ崎の価値や魅力）」を体現・体感できることを事業に昇華していくことが重要。改定の中で、茅ヶ崎らしさを整理し、計画の構成や方針、事業の方向性を定めること。

#### （対応方針）茅ヶ崎らしさの整理（第1章）

市民の方だけでなく、市外の方の視点も加え、茅ヶ崎に対してどのような魅力や価値を抱いているのか「茅ヶ崎らしさ」に関する調査を行いました。この調査を基に、他都市にはない茅ヶ崎が持つ価値や魅力を整理し、本計画の理念や目標、各ゾーンの方針を見直しました。

### （審議会からの意見2）景観資源の指定の考え方

特別景観まちづくり地区や景観重要建造物等に指定してきたことは前計画における成果である。今後、景観資源の指定は、施設の利活用や維持管理等を考慮した上で、市内外の方々が景観資源に触れる機会や愛着を醸成する取組が整理された上で指定すること。

#### （対応方針）景観資源の指定と景観協議の進め方（第3章～第4章）

歴史的な価値に加えて、維持管理（解除が生じた場合も含め）、活用方策が定められていることを条件に指定を進めることとしました。また、景観協議についても、公共空間で人々が過ごす姿を思い描きながら、施設の配置、外構、緑化計画等の協議を行うこととしました。

### （審議会からの意見3）市民等の方が行うまちづくり活動の支援

前計画では、市民等の方が行うまちづくり活動を支援していくため、（仮称）まちづくりセンターを設置目標としていたが、センターの設置及び運営にあたっては、財源や人員の確保、運営計画等、多大な調整が必要。今後については、センターの設置ではなく、市民活動団体が自立的に活動するための支援を進めていくこと。

#### （対応方針）市民等の方が行うまちづくり活動の支援（第7章）

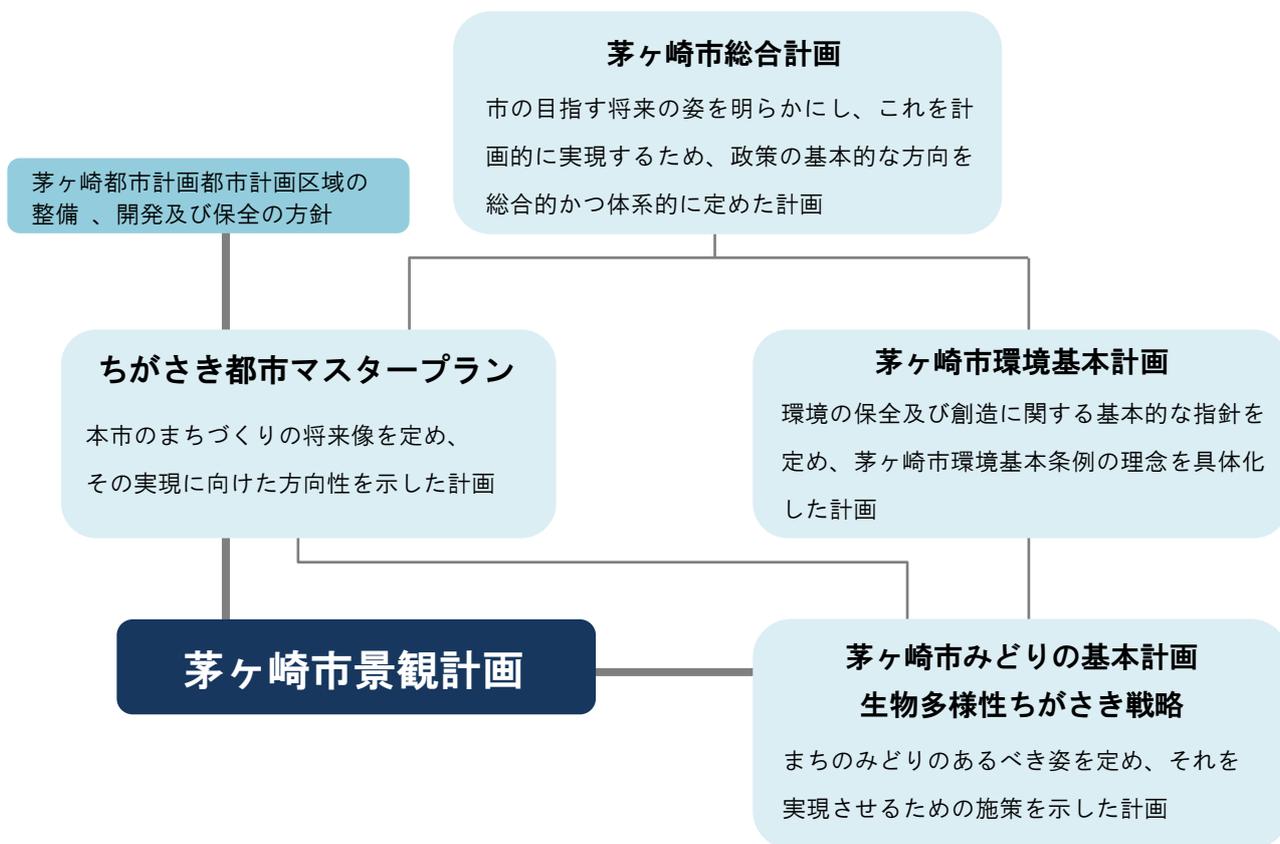
まちづくりセンターの設置を取止め、景観まちづくりアドバイザーの派遣等の既存の制度を活用し、市民等が行うまちづくり活動を支援することとしました。また、SNS等を活用し、まちづくり活動を発信するなど、多くの方々が情報を共有する環境を整えていくこととしました。

## 1-3 景観計画の位置づけと計画期間

### 1) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」であり、特別景観まちづくり地区等の指定、民間の建築物や公共施設等の景観協議などを通じて、街なみの環境整備や空間づくりを先導するのが本計画の役割です。また、屋外広告物や公共サインについても、本計画に基づき規制誘導を行います。

なお、本計画は「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」など関連する計画と整合を図り、計画を改定しています。



### 2) 計画期間

本計画の計画期間は、2019年（平成31年）より、概ね10年間とします。

## 1-4 計画の構成

### 第1章 茅ヶ崎市の景観まちづくり

#### 背景

高齢化等の影響、働き方の見直し、子育てに対する意識が変化し、生活スタイルに変化が生じている。

#### 昼間人口

高齢化等により、昼間人口が増加。家の近くで生活することが多くなりつつある。

#### 就業就学地

都内勤務の割合が減少傾向。近隣市・市内に勤務する割合が増加傾向。職住近接を望む方が増えていく。

#### 時間の使い方

仕事や家事等に割く時間が減り、個人のために割く時間が増加している。時間の使い方が変化していく可能性がある。

#### 茅ヶ崎らしさ（魅力・価値）とは、

「人とまちの距離がちょうどよい。」

自然、駅、商店、住宅等の距離が近いのがまちの強み。近いため、時間等を気に掛けず、過ごせるのが茅ヶ崎らしさ。

#### 茅ヶ崎らしさを高めるために

- ・都市機能が近接している環境を強化する
- ・街なかの移動が楽しめる
- ・楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

#### 景観計画の役割と改定の視点

空間づくりや市民・事業者等のまちづくり活動を通じて、茅ヶ崎らしさを高めるために重要な役割を果たす計画。

茅ヶ崎らしさを高めるため、各ゾーンの方針、景観形成基準などの内容を見直す。

#### 基本理念

軽やかな気持ちで  
過ごせる 空間をつくる

茅ヶ崎は、昼間人口の増加や個人のために割く時間の増加など、生活スタイルの変化に応えられる資質を持つまちです。資源を最大限活かし、「自由な」「明るい」「ゆったりとした」というイメージや、茅ヶ崎の価値や魅力を五感で感じられる都市空間（公園・緑地、道路・河川、住宅地など）の再生・創出を目指します。

#### 基本目標

##### 景観資源と眺望を守り、継承する

自然、史跡、祭事など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらを茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していきます。

##### 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

これまでの価値だけに依存せず、時代にあった社会的価値のある環境を再生・創出していくことが重要です。

生活スタイルの変化に応じて、交流など屋外で様々な活動を楽しめる空間づくりを進めていきます。

##### 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する

空間をつくるとともに、地域の方々が中心となった活動、屋外でのカフェやイベントなど公共空間の利活用及び情報発信等により空間をさらに魅力的なものに育て、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出します。

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

### 北部丘陵地域景観ゾーンの方針

自然と歴史から茅ヶ崎のはじまりを感じる。

#### ゾーンの方針

自然景観の保全と活用

歴史的資源の保全と活用

### 中部地域景観ゾーンの方針

生活のひと時に自然や歴史を感じる。

#### ゾーンの方針

良好な住宅景観の形成

富士山や市街地の眺望の保全

景観資源の保全と活用

地域性に配慮した工業地の景観形成

### 海岸地域景観ゾーンの方針

海の空気と文化を感じる。

#### ゾーンの方針

旧別荘地の面影を残す文化的景観の継承

巡って楽しい海岸・愛称道路沿いの景観まちづくり

海岸の文化を体感・発信する公共空間づくり

### 中心市街地地域景観ゾーンの方針

市民の方も来訪者も集い、賑わう。

#### ゾーンの方針

活気ある市街地景観の形成

海の雰囲気を感じる沿道景観の形成

魅力ある公開空地や公共空間の創出

## 第3章 景観資源指定の方針

### 指定方針

- ・ 景観計画などの目標等に合致するもの
- ・ 対象物の価値
- ・ 景観資源の保全・活用

## 第4章 行為の制限に関する事項

### 設計の考え方

良好な景観の形成に関する方針に沿うこと。

バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること  
居心地の良い空間を創出すること。

### 景観形成基準

#### 届出対象行為の制限（開発行為を除く）

配置、建物デザイン、緑化、色彩、広告等

#### 届出対象行為の制限（開発行為）

既存樹木の保存、公園・緑地・広場、公開空地等

## 第5章 公共施設の設計に関する事項

### 設計の考え方

良好な景観の形成に関する方針に沿うこと。

バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること  
人々が行きたいと思う空間を創出すること。

### 施設別の景観形成基準

道路、公園等の施設別の配慮すべき景観形成基準を  
定め、設計時に景観協議を行う。

## 第6章 サインに関する事項

### 公共サインに関する事項

#### 基本方針

市ガイドラインの内容に即すこと。

まちの魅力を伝えること。

### 屋外広告物に関する事項

#### 基本方針

屋外広告物条例・景観法の届出により、広告物の  
形態意匠等の規制・誘導

## 第7章 より良い景観まちづくりのために

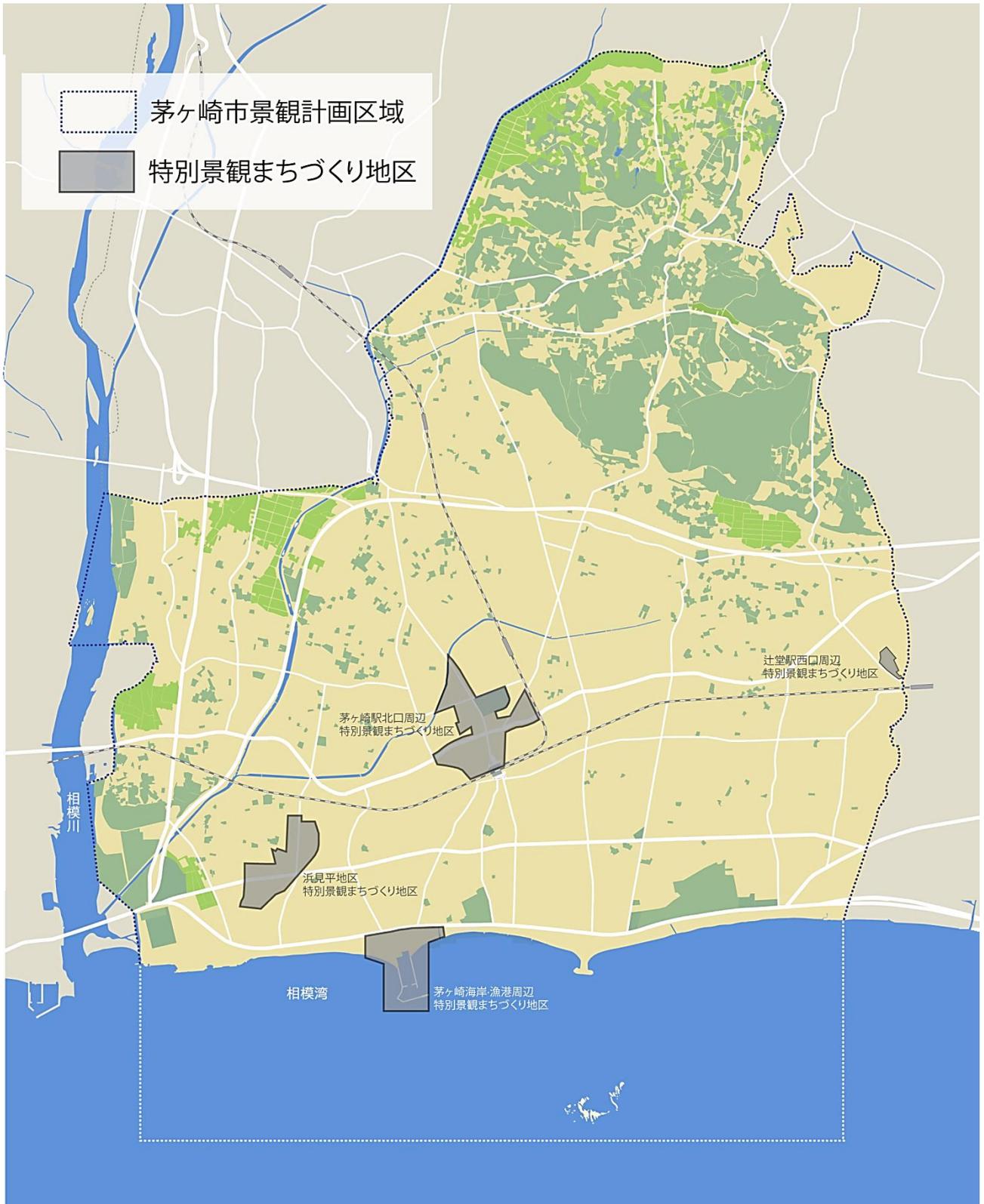
- ・ 推進体制、市民・事業者への支援
- ・ 計画の評価と変更

### 資料編

指定地区・景観資源一覧、茅ヶ崎らしさの確認について  
パブリックコメントの実施結果

## 1-5 景観計画区域

景観法第8条第2項第1号において、景観計画には景観計画区域を定めることとされており、本市では茅ヶ崎市全域（海岸法による海岸保全区域の海面を含む）を景観計画区域として定めています。なお、重点的に景観形成を図る地区については、特別景観まちづくり地区に指定し、地区の特性に応じたルールを別に定めています。



## 1-6 茅ヶ崎らしさについて

### 1) 茅ヶ崎らしさの調査

様々な場面で「茅ヶ崎らしさ」「茅ヶ崎らしい」という言葉が用いられています。この「らしさ」という言葉を使うときに、茅ヶ崎らしさと言えば「海」、「富士山が見える風景」など特定のものを指している場合や、「茅ヶ崎らしいまちづくりを進める」など抽象的な使い方をする場合もあり、市民、事業者及び行政とも「茅ヶ崎らしさ」に対する考えやイメージは様々です。また、「らしさ」という言葉の意味を十分に理解せずに使われている状況にあります。

「らしさ」とは、そのものが持つ個性（性格、外見、能力など）であり、多くの人にとって「価値や魅力になるもの」又は「ブランド<sup>1)</sup>となるもの」を「らしさ」と言います。

人は、あるものに対して「らしさ（価値・魅力）」を感じた場合、「イメージ（例えば、綺麗、優しい、真面目など）」や「イメージと関わりの深い要素」で、「らしさ」を表現します。例えば、ある企業に「誠実な」といったイメージを抱いた時には、“お店での接客”、“製品の品質”、“丁寧なアフターサービス<sup>2)</sup>”等に触れたことにより、「誠実な」というイメージに帰着します。この例でいう「誠実な」とは、利用者が企業に対して抱いた価値や魅力であり、企業自らが「誠実」と規定したわけではないということです。たとえ、企業側が「わが社は誠実である」と言っても、利用者が誠実と感じなければ、それは企業の「らしさ」ではないことを認識する必要があります。一方、利用者が抱く「らしさ（価値・魅力）」を把握し、それを強みとして活かせば、利益やファンを増やし、様々な取組をする上で良い結果を生むこととなります。

以上を踏まえ、今回の改定にあたっては、前計画の期末評価を受け、茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」を最新の手法を用いて調査・分析を行い、市内外の方々が抱いている「茅ヶ崎のイメージ」「イメージと関わりの深い要素」を把握しました。

さらに調査を踏まえ、茅ヶ崎らしさを高めることで、市内外の方がより一層のまちの魅力を体感・体現するために、まちづくり側が意識すべき事項を「1-7 茅ヶ崎らしさを高めるために」として整理しました。

1)ブランド：ある対象が持つ個性のうち、その時代や社会にとって価値や魅力になっているもの

2)アフターサービス：商品販売後にその維持・修理などについて、業者が購買者に提供する奉仕

## 2) 調査の方法

調査は、次の表に示す通り、アンケート、ヒアリング及び統計資料に加えて、市民討議会、審議会で議論を行い、まとめていきました。また、社会的状況や人々の生活の変化を把握し、まちづくりの方向性（1-7 茅ヶ崎らしさを高めるために）を併せて整理しました。（詳細は、資料編を参照）

### A. 茅ヶ崎のイメージやイメージと関わりの深い要素を整理

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージとイメージと関わりの深い要素を下記の調査から整理。

調査名	内容
市民満足度調査	市内在住の方に、茅ヶ崎の魅力、市政に対する満足度を調査。
地域特性調査	市内在住の方と市外の双方に共通の設問・選択肢を用いたアンケートを行い、茅ヶ崎の特性を他都市と比較し、まちの性格を把握。
観光資源に関する調査報告	市内外の方の茅ヶ崎に対する印象や観光資源等について把握。
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージのギャップ、まちの魅力や課題等について調査。
茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	ヒアリング、WEBアンケート、雑誌から、茅ヶ崎の印象やライフスタイルを把握。

### B. イメージと関わりの深い要素の特徴を把握

Aで整理した要素（住みやすい、交通の便（買い物が便利）、自然が豊か、食が豊か）の特徴を把握。

調査名	内容
市民討議会	市内在住の方を無作為により抽出し、「好きな場所」、「まちなかの移動」、「身近な自然、みどり」についてグループ討議を実施。
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージのギャップ、まちの魅力や課題等について調査。
教えて！好きな場所での過ごし方	日頃、どんな場所で、どのような気持ちで過ごしているのかを、「いつ」、「移動手段」、「気分」、「好きな理由」を聞き、生活の実態やまちの特徴を把握。
移動特性（大都市交通センサス）	鉄道・バス等の利用実態や駅から自宅・勤務場所間の移動手段（端末交通手段）から移動の特性を把握。
自然、みどりに関する調査	みどりを「守る」「増やす」「戻す」の視点で、満足度やニーズを把握するとともに、どのようなみどりを大事に思っているか調査。

### 3) 調査結果概要

#### A. 茅ヶ崎のイメージについて

人は、まちに訪れた時や住んだ時に、そこで生活している人々と街の雰囲気を感じ取り、それをまちのイメージとして捉えます。このイメージは、まちの個性を整理する際に重要な情報となります。今回、茅ヶ崎が他都市と比較して、どのようなイメージを抱かれているのか把握するため、市内の方及び市外の方を対象に、まちに抱くイメージを調査しました。

調査結果を見ると、近隣の藤沢市や鎌倉市などと比べ、茅ヶ崎に「自由な」、「明るい」、「ゆったりとした」といったイメージを強く抱いていることが分かりました。また、転入者の方へのヒアリングなどにおいても、茅ヶ崎に「気さくでオープン」「都会でも田舎でもなく、のんびりしている」など、同様のイメージを持っていることが分かりました。

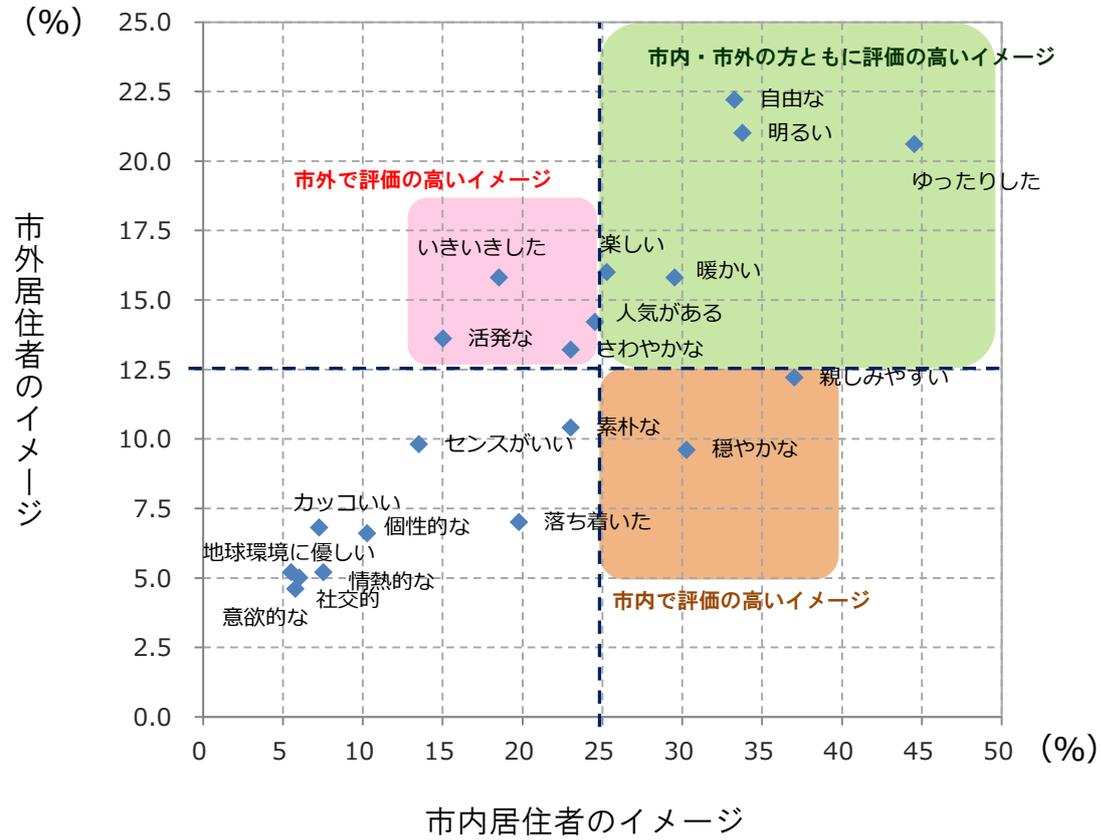


図 市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージの相関

資料 地域特性調査

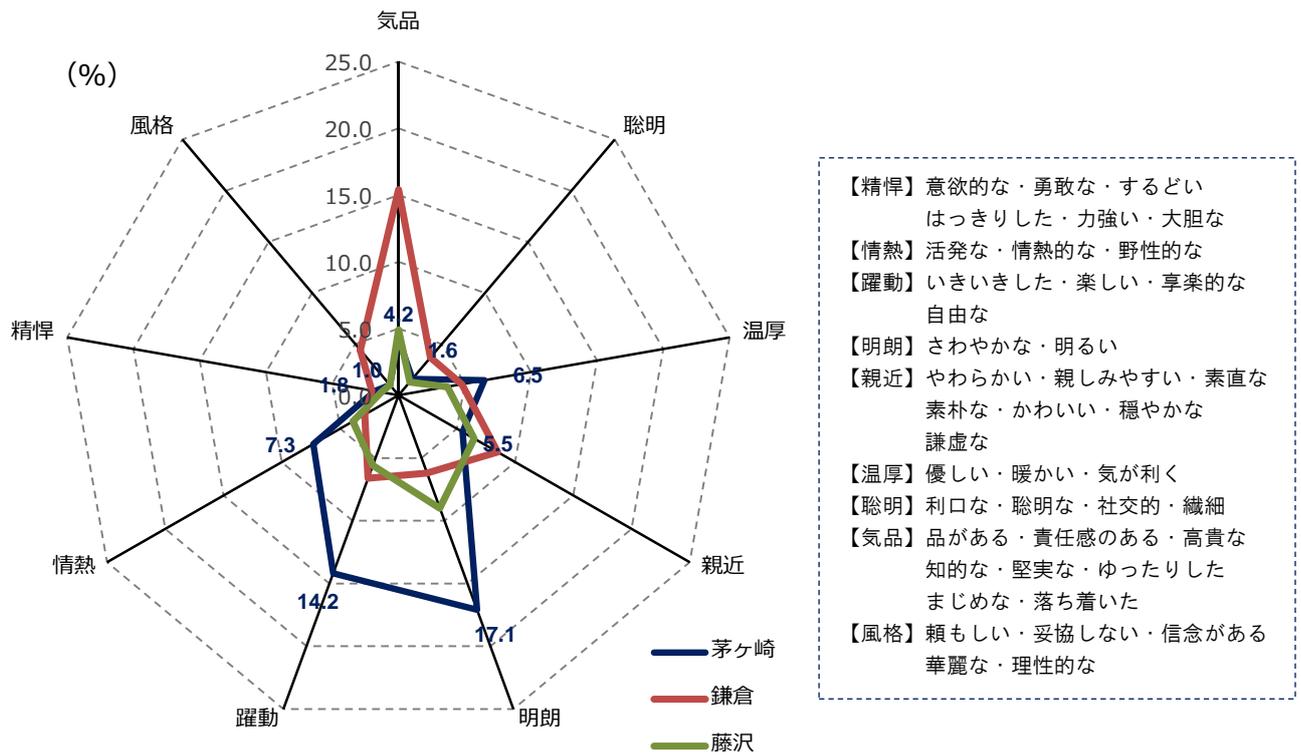


図 近隣市とのイメージの違い

資料 地域特性調査

## B. 茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素について

茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素として、どのようなものがあるか調査しました。下表に示すとおり、様々なアンケート等の結果に共通するのは、「住みやすさ（住み心地）」、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」の4つ項目について評価が高いことが分かりました。

表 アンケートで評価の高い項目（上位の項目）

市民満足度調査	地域特性調査	観光資源に関する調査	転入者アンケート	茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査		
心地よく暮らせる居住環境	住み心地がよい街だ ゆったりと暮らしている 温暖な気候で住みやすい	のんびり過ごせそう 住みやすそう 安全	静かな居住環境 まちの雰囲気が良い	のんびり暮らせること まちや海が綺麗なこと	>>	住みやすさ (住み心地)
自然やみどり、水が豊か	海と調和している街だ	自然が豊か	海が近い	癒される自然があること まちや海が綺麗なこと	>>	自然が豊か
交通の便が良い 買い物が便利	—	—	交通の便が良い 買い物が便利	—	>>	交通の便
海の幸や農産物に恵まれて食が豊か	海の幸が美味しい	—	—	—	>>	食が豊か
—	海で遊べる	地味な風土のエリア	親や子供がいる	楽しめる場所がたくさんあること	>>	その他

## C. 魅力の構造とイメージとの関係

「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」という3つの項目については、魅力となっている要因（例えば、自然が豊かは、海や里山がある）を具体的に連想できる一方で、「住みやすさ（住み心地）」については、人によって住みやすいと感じる要素は様々であると考えられます（例えば、家の住み心地なのか、友人などと一緒に暮らせる環境が住みやすさにつながっているのか等）。

そこで住みやすいと感じている要因をヒアリング等により再整理すると、住みやすいと感じるものとして、自然、交通（買い物）、食事に関わる事項が挙げられました。このことから、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」及び「食が豊か」という要素が組み合わさった結果、「住みやすさ」につながっているものと考えられます。さらに、「海にも行けるし、山にも行ける」「歩いて、駅や海にも行ける」など想いに代表されるように、多くの方が茅ヶ崎に魅力を語る際に「も」という言葉を使うことが多いことから、様々な要素に触れやすい環境が茅ヶ崎にあることが魅力となっていると考えられます。

また、「のんびり」、「ゆったり」及び「肩ひじ貼らず」など自由さや軽快さを表わす言葉を使って、茅ヶ崎の魅力が表現されています。そのことから、市内及び近隣の都市で様々な要素に触れられる環境があることにより市内（又は近隣の都市）で、あまり時間を気にせずにのんびりと過ごしていること街の雰囲気、「ゆったりとした」、「自由な」・「明るい」など軽やかな印象を、人々が抱くものと考えられます。

表 住みやすい・住み心地が良い理由

住みやすい・住み心地が良い理由の例	
海にも行けるし、山にも行ける。 富士山や箱根までの眺望が良い。 高い建物がなくて、空が広い。      など	>> 自然に関わること
家の周りでだいたいのが済む。 歩いて、駅や海にも行ける。 小さなお店もたくさんあって、ご飯や買い物など色々楽しめる。 など	>> 交通（買い物）や食に関わること
観光地っぽくなく、のんびりしていい。 ラフな格好で歩いて、肩ひじ張らずにいれる。 茅ヶ崎の人はゆっくりとして良い。時間に対する考え方が違う。 など	>> まちや人の雰囲気

## 4) 茅ヶ崎らしさとは

### 人とまちの距離がちょうどよい。

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店など色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いついたら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

---

調査により、近くで様々な要素に触れられる環境が、茅ヶ崎の価値や魅力となっています。徒歩や自転車で様々なところに行けるのは、まちがコンパクトで、自然、駅周辺、商店、住宅などが近接している環境があるということです。また、広域な視点で見ると、東京や横浜、江の島や鎌倉、箱根などにも比較に近く、他都市の魅力も気軽に味わえる、ちょうど良い位置に茅ヶ崎はあります。

以上のことから、人々が抱いている茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）とは、人とまちの「近接性（距離感が近い）」によるものと考えられます。近接性が待合せや電車の時間などを気にせず過ごしている人々の姿や街の雰囲気につながり、多くの人々が茅ヶ崎に「ゆったりとした」、「自由な」、「明るい」など軽やかな印象を抱く要因の一つになっているものと考えられます。

茅ヶ崎が人々にとってこれからも魅力的であり続けるためには、市民、事業者及び行政が共に「茅ヶ崎らしさ」を意識して、様々な取組を進めことが重要です。

例えば、公共空間をつくる際には、明るい色彩を基本としながら、木陰の下にベンチやオープンテラスを設置するなどゆったりと過ごせるように空間的な配慮を行い、また様々な活動を気兼ねなく行えるように空間の利用方法を過度に制限しないことが大事です。茅ヶ崎らしさを高めるような工夫を様々な取組の中で進めることで、「茅ヶ崎っていいね」「行きたい」「住みたい」など、より多くの方からの共感を得ることが期待できます。



元気ハツラツ(撮影 三山静雄さん)



朝陽とラジオ体操(撮影 森 直樹さん)



ボール(撮影 景観みどり課)



外で過ごす満月の夜(撮影 古角理紗さん)



遊び(撮影 景観みどり課)



みんなの浜降祭(撮影 佐藤亜希子さん)



冬の伊豆の山々の夕暮れ(撮影 五十嵐正男さん)



空とこいのぼりの下で(撮影 小西琢郎さん)



サーフィンの若者(撮 鹿島清人さん)



大きな木の下で(撮影 景観みどり課)



赤羽根のヒツジ(撮影 城田勝則さん)



さんぼ(撮影 添田典子さん)



小出川と彼岸花(撮影 五十嵐正男さん)



今年も夏が来た!(撮影 松原あゆさん)



18時過ぎ待合せ(撮影 松原宗佑さん)



冬の茅ヶ崎海岸(撮影 青木勇さん)



海岸で花火を見る人(撮影 森 直樹さん)



お花見(撮影 景観みどり課)

## 1-7 茅ヶ崎らしさを高めるために

これからも、価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、次のことを大事にして、まちづくりを進めます。

### 都市機能が近接している 環境を強化する

駅などの拠点に公共施設、商業  
業務施設などの機能を集める。





## 街なかの移動が楽しめる

徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー<sup>1)</sup>等をつくる。

1)ストリートファニチャー：道路におかれていた街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など、歩行者に快適さを提供するための設備のこと



## 楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

既存の公共施設等を活用し、遊び、学習及びイベントなどの活動が行える場所をつくる。

また家の近くに、シンボルツリー<sup>2)</sup>など身近なみどり、公園、飲食店、農園など楽しく過ごせる空間をつくる。

2)シンボルツリー：地域やその場所を特徴づける象徴的な樹木のこと



自由に過ごせる大きな公共空間

## 1-8 景観計画の役割と改定の視点

自然、駅周辺、商店、住宅等の互いの距離が近く、時間をそれほど気にせずに、気軽に過ごせることが茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）です。「1-7 茅ヶ崎らしさを高めるために」で示したように、昼間人口の増加や3次活動が増えるなど生活スタイルが変化する中、交流など街なかで過ごせる居場所をつくることによって、茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）を高めることとなります。居場所とは、人々が自然体で活動できる居心地が良い場所のことであり、空間づくりと深く関係しています。

景観計画は、人々の心象（イメージ、価値・魅力）を軸に空間づくりを進め、また市民・事業者とともに協力して良好な景観まちづくりを進め、まちへの愛着を育むことが計画の役割です。

今回の改定では、人々が屋外で様々な活動を行うことができる街を実現し、茅ヶ崎らしさを高めるために計画を見直しました。なお、第2章、第3章に記載されているように、茅ヶ崎がこれまで培ってきた資源を守るとともに、その資源を活用し、茅ヶ崎らしさを感じてもらえるような空間づくりを進めていきます。

このように屋外の生活を楽しめる場所をつくることで、茅ヶ崎のライフスタイルに共感する人々が、より茅ヶ崎の魅力や価値を体感してもらえるものと考えます。

## 1-9 基本理念・基本目標

### 基本理念

#### 軽やかな気持ちで過ごせる 空間をつくる

茅ヶ崎は、昼間人口の増加や個人のために割く時間の増加などの生活スタイルの変化に応えられる資質を持つまちです。茅ヶ崎が有する資源を最大限活かし、「自由な」「明るい」「ゆったりとした」というイメージや、茅ヶ崎の価値・魅力を五感で感じられる都市空間（公園・緑地、道路・河川、住宅地など）の再生・創出を目指します。また、公共空間を地域の方々が中心となって管理運営を行うことにより、良好な都市の景観を保全していきます。

なお、まちづくりは、関わる全ての主体（市民、事業者及び行政）が個々の利益・想いだけで進めるのではなく、「みんなにとって、茅ヶ崎にとって良いもの」を常に考え、連携することを意識しながら、様々な取組を進めていきます。

### 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を次のように定め、景観まちづくりを進めていきます。なお、設定した目標の達成度を図るため、第7章に基づき達成度を適宜確認し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

#### 1) 景観資源と眺望を守り、継承する

茅ヶ崎には、海岸や里山などの自然、歴史的価値の高い建造物や史跡・祭事など、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。これらを茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していきます。

#### 2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる

茅ヶ崎がこれからも愛されるまちであるためには、これまでの価値だけに依存せず、時代にあった社会的価値のある環境を再生・創出していくことが重要です。生活スタイルの変化に応じて、交流などを楽しみ、屋外で様々な活動がしやすい空間づくりを進めていきます。

#### 3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する

空間をつくるとともに、地域の方々が中心となった活動、屋外でのカフェやイベントなど公共空間の利活用及び情報発信等により空間をさらに魅力的なものに育て、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出します。



# 第2章

## 良好な景観形成に関する方針



何がいる？(撮影 古角理紗さん)



サーフィン(撮影 五十嵐正男さん)



ベンチ利用者と鉄砲道(撮影 寺尾恵一さん)



冬の伊豆の山々の夕暮れ(撮影 五十嵐正男さん)



リベンデル(撮影 景観みどり課)



朝の風景～小出川土手の道～(撮影 西村まさおさん)



さんぼ(撮影 添田典子さん)



里山公園の春(撮影 五十嵐正男さん)



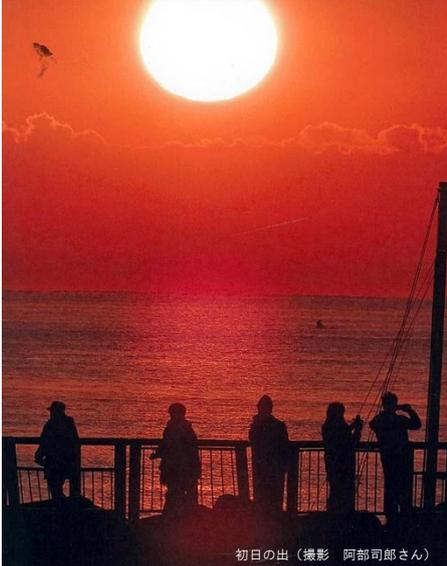
お手でつないでサーフィン(撮影 西岡千さん)



江ノ島キャンドルとサーファー(撮影 森直樹さん)



さくら広場に集まる人々(撮影 城田明香さん)



初日の出(撮影 阿部司郎さん)



(撮影 三橋善有さん)



ぼくが先頭(撮影 景観みどり課)



水曜日の雄三通り(撮影 景観みどり課)



茅ヶ崎の Beautiful Beach (撮影 鶴岡中の生徒さん)

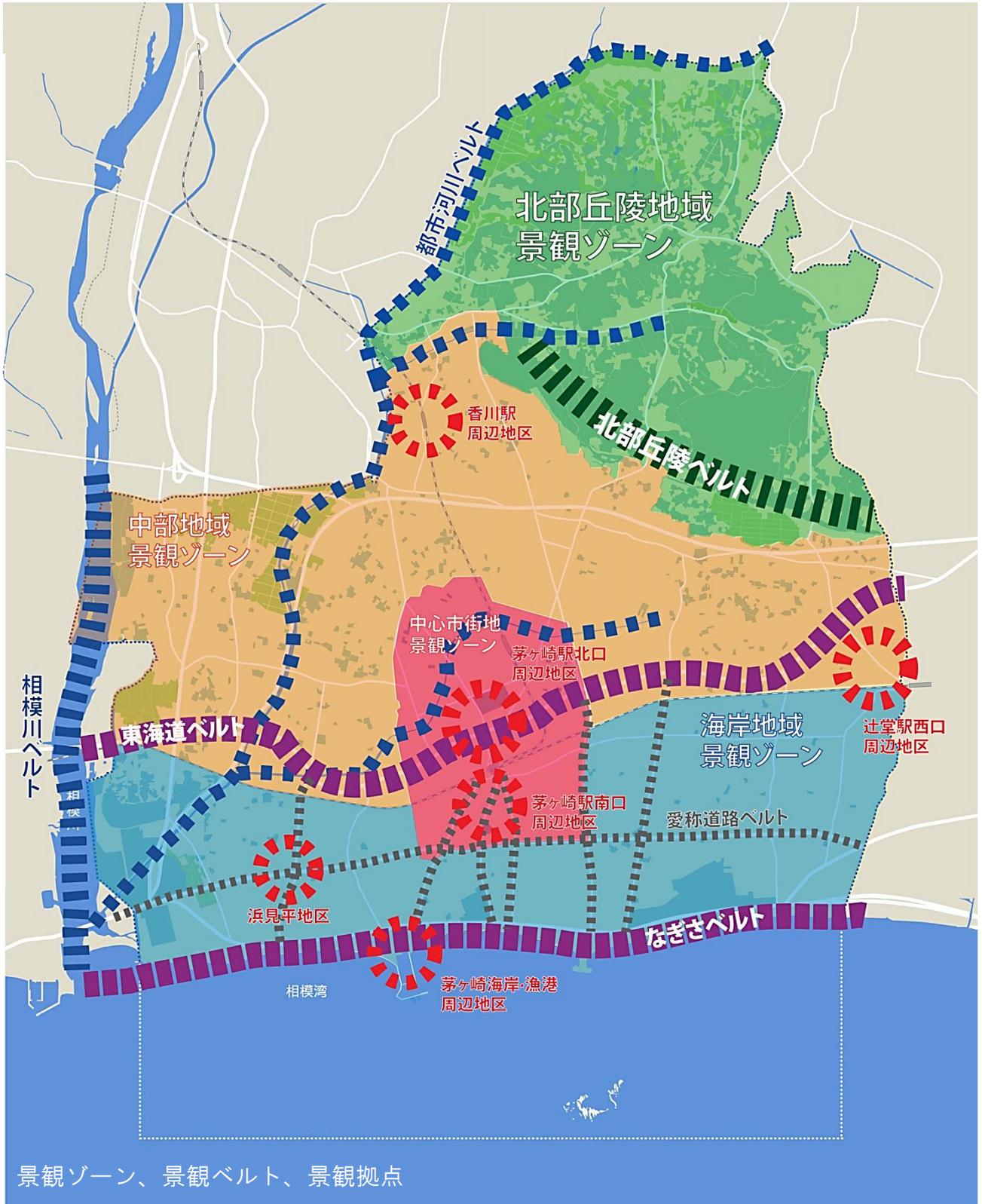


## 2-1 景観構造図と構成要素

### 1) 景観構造図と構成要素

茅ヶ崎の地形的なまとまりを基に市域を4つの景観ゾーン（北部丘陵地域景観ゾーン、中部地域景観ゾーン、海岸地域景観ゾーン、中心市街地景観ゾーン）に分類するとともに、ゾーンごとの景観形成に重要な要素をその性質に併せて「景観ベルト」、「景観拠点」、「景観ポイント」及び「眺望点」として設定し、方針を定めます。

要素	要素の性質
景観ゾーン	地形、土地利用などの性質を考え、一体的に景観形成を進めるべき範囲をいいます。
景観ベルト	道路、河川、海岸及び丘陵地などで帯状の場所で、景観の保全及び創出が望まれる範囲です。 景観ベルトについては、景観重要公共施設等に指定し、整備や保全等により景観形成を図っていきます。
景観拠点	商業や行政機能などの都市機能の集積が見られる場所で、特別景観まちづくり地区等に指定し、景観形成を図る範囲です。
景観ポイント	景観ゾーンの景観特性を良く表し、茅ヶ崎の「見どころ」となっている（もしくは、将来的になる）場所で、本計画の達成度を確認する定点観測を行う場所でもあります。 景観ポイントで行われる公共施設等の整備やまちづくり活動については、景観ポイントの方針に基づき、景観形成を図ります。
眺望点	市内の中でも見晴らしの良い地点で、景観ゾーン、景観ベルト、景観拠点及び景観ポイントの中でも特に当該点からの見晴らしを確保すべき点です。





景観ポイント

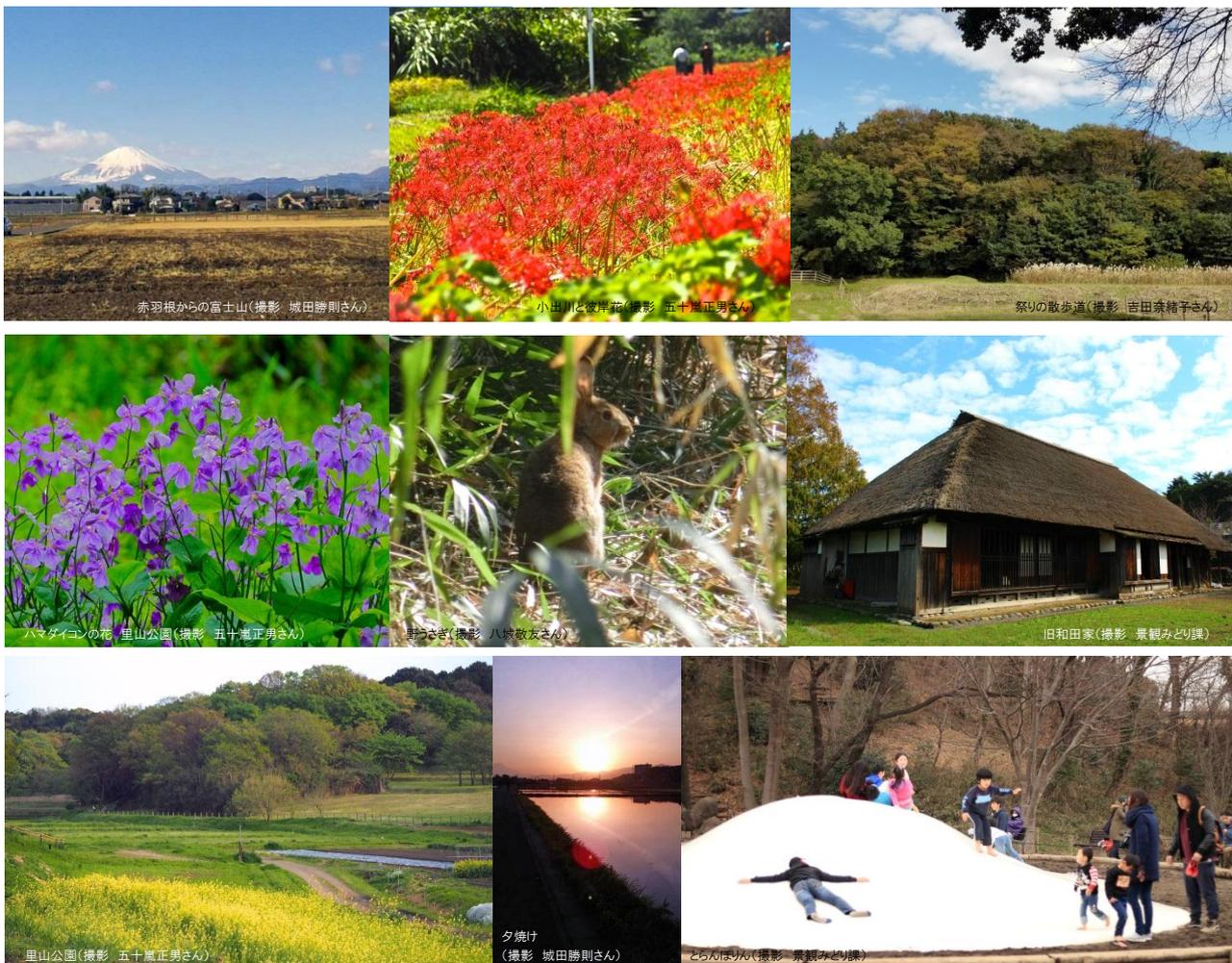


## 2-2 北部丘陵地域景観ゾーンの方針

### 1) 景観ゾーンの姿と景観まちづくりの考え方

北部丘陵地域景観ゾーンは、茅ヶ崎を代表する自然環境が残され、希少な生きものが生息・生育するエリアです。また、越前守忠相の菩提寺である浄見寺、江戸時代の生活を伝える民俗資料館や下寺尾官衙遺跡群など歴史的に価値の高い文化財が点在しています。

それゆえ、野鳥や虫などの自然観察、里山公園や市民の森での遊び、史跡巡りなどを楽しむ姿が見られます。このような姿が見られるのは、豊かな自然環境と貴重な文化財があつてのものです。これらの貴重な資源を次世代に引き継ぐためには、自然環境や歴史の専門家だけでなく、多くの方が資源に触れ、価値・魅力を知ることが重要です。そのため、本ゾーンの自然環境や歴史的文化財に触れる機会を提供する取組を進めていきます。



## 2) 景観ゾーンの方針

景観まちづくりの視点

### 自然と歴史から茅ヶ崎のはじまりを感じる。

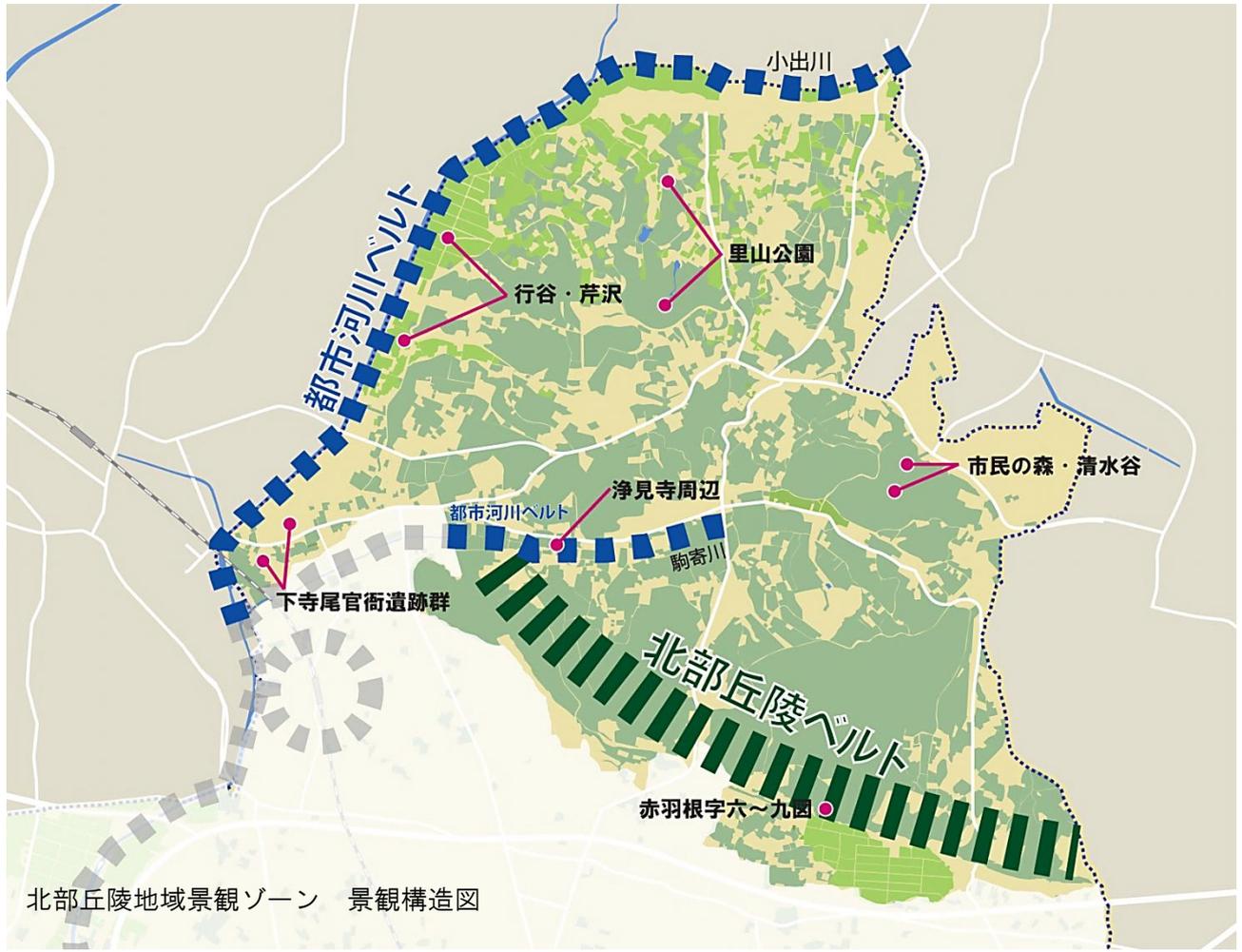
#### 自然景観の保全と活用

特別緑地保全地区やみどりの保全地区などの指定を行うとともに、市民等と協働で自然環境を管理し、谷戸や里山などの自然景観を保全します。

また、自然環境を一部公開し、生きものや自然と触れ合う学習等を通じて、次世代が自然景観の価値を知り、引き継いでいくための取組を積極的に進めます。

#### 歴史的資源の保全と活用

下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を保全するとともに、歴史を学び、楽しめる空間づくりを進めます。また、資源を活用した活動を展開し、本ゾーンの文化的価値を高め、市内外に魅力を発信します。





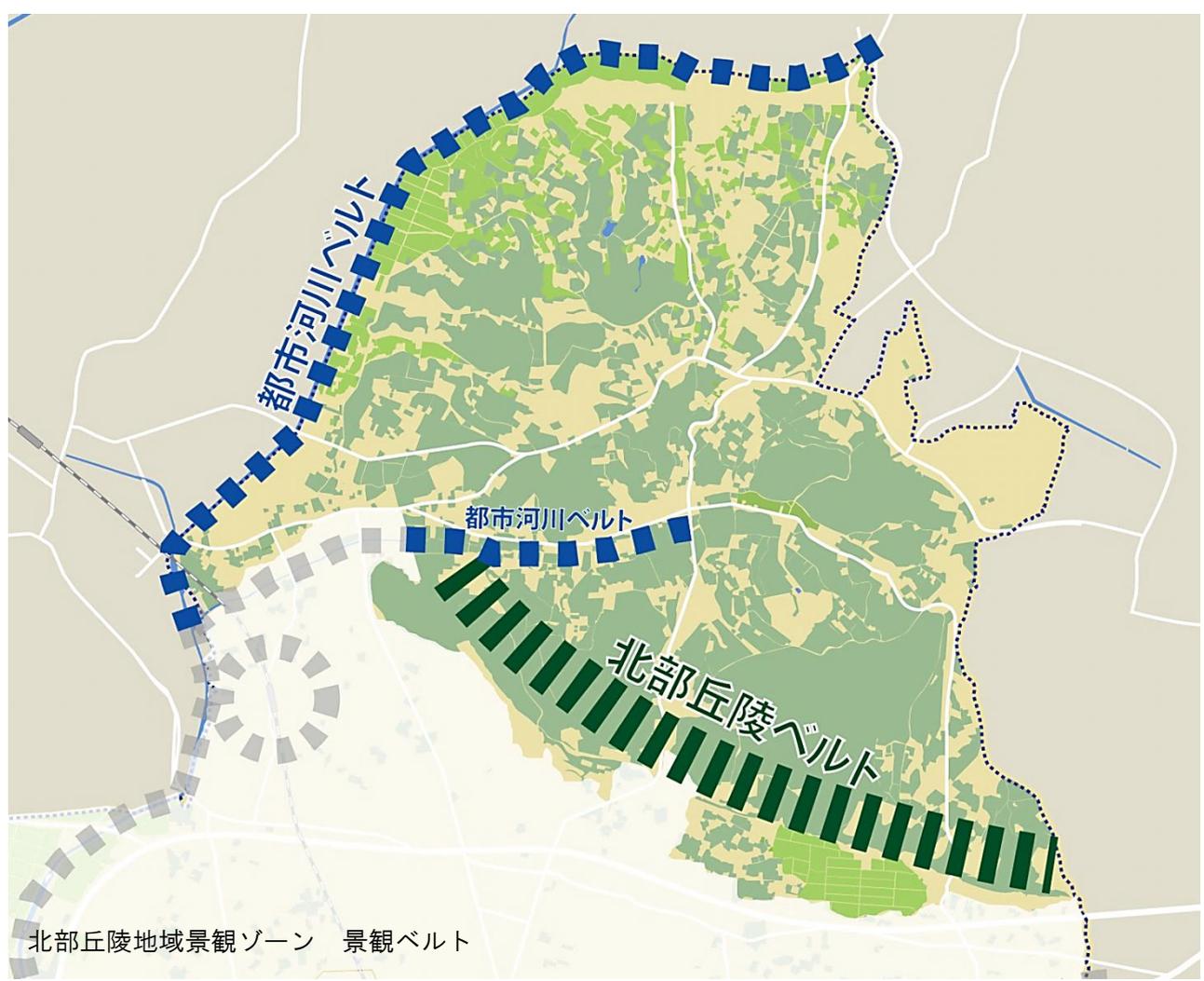
### 3) 景観ベルトの方針

#### 北部丘陵ベルト

特別緑地保全地区やみどりの保全地区などを活用し、みどり豊かな環境や自然景観を保全します。また、市街地や富士山への眺望を確保します。

#### 都市河川ベルト

洪水調整施設等の治水整備を進めるとともに、生きものが生息・生育する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しめる環境整備を進め、自然景観の保全・創出に努めます。



#### 4) 景観ポイントの方針

自然環境が特に豊かな所と歴史的価値の高い所など6ヶ所を景観ポイントとし、ポイントの方針を定めます。



さとやまこうえん  
里山公園



さとやまこうえん ふじさん かんとう ふじみひやつけい  
里山公園からの富士山（関東の富士見百景）

見どころ

自然に囲まれた大きな公園。お弁当を持ってピクニック、自然観察、里山活動など様々なことが体験でき、一年を通して自然を味わえる公園です。

方針

自然豊かな環境を保全するとともに、自然を学習・体験する機会を設け、自然景観の価値を知る機会を創出します。



さとやまこうえん  
里山公園（ふれあいパーク）

なめがや せりざわ  
行谷・芹沢



なめがや み たはた  
行谷で見える田畑

見どころ

夏には、田畑や自然の中で遊ぶ子供など、どこか懐かしく、のどかな情景が見られます。築山と呼ばれる山とまっすぐに伸びる道路が魅力的な景観をつくっています。

方針

特別緑地保全地区等に指定し、生きものが生息・生育する緑地を保全します。また、みどりや水辺などを親しむ環境や自然を学ぶ機会を創出します。



せりざわ なめがや み  
芹沢から行谷を見る

あかばねあざろく きゅうず  
赤羽根字六～九㍿



見どころ  
田畑の先に見える富士山と丘陵地のみどりが一同に見えます。朝夕の散歩で、富士山やみどりを見に来る場所です。

方針  
特別緑地保全地区やみどりの保全制度を活用し、みどりを保全します。

じょうけんじしゅうへん  
浄見寺周辺



見どころ  
幕末期の生活に触れられる民俗資料館、浄見寺には市指定史跡、県指定天然記念物等があり、茅ヶ崎の歴史の1ページをまとめて見ることができます。

方針  
浄見寺や民俗資料館周辺の眺望を保全・修景します。また、歴史資産を活用し地区の魅力を高める取組を進めます。

しみん もり しみずやと  
市民の森・清水谷



しみん もり  
市民の森

見どころ  
駒寄川の源流の 1 つで、湿地、樹林地などがまとまって残されています。生きものが生息・生育する谷戸の環境に触れることができます。

方針  
谷戸の環境を保全するとともに、清水谷や市民の森を活用し、自然と触れ合う機会を創出します。

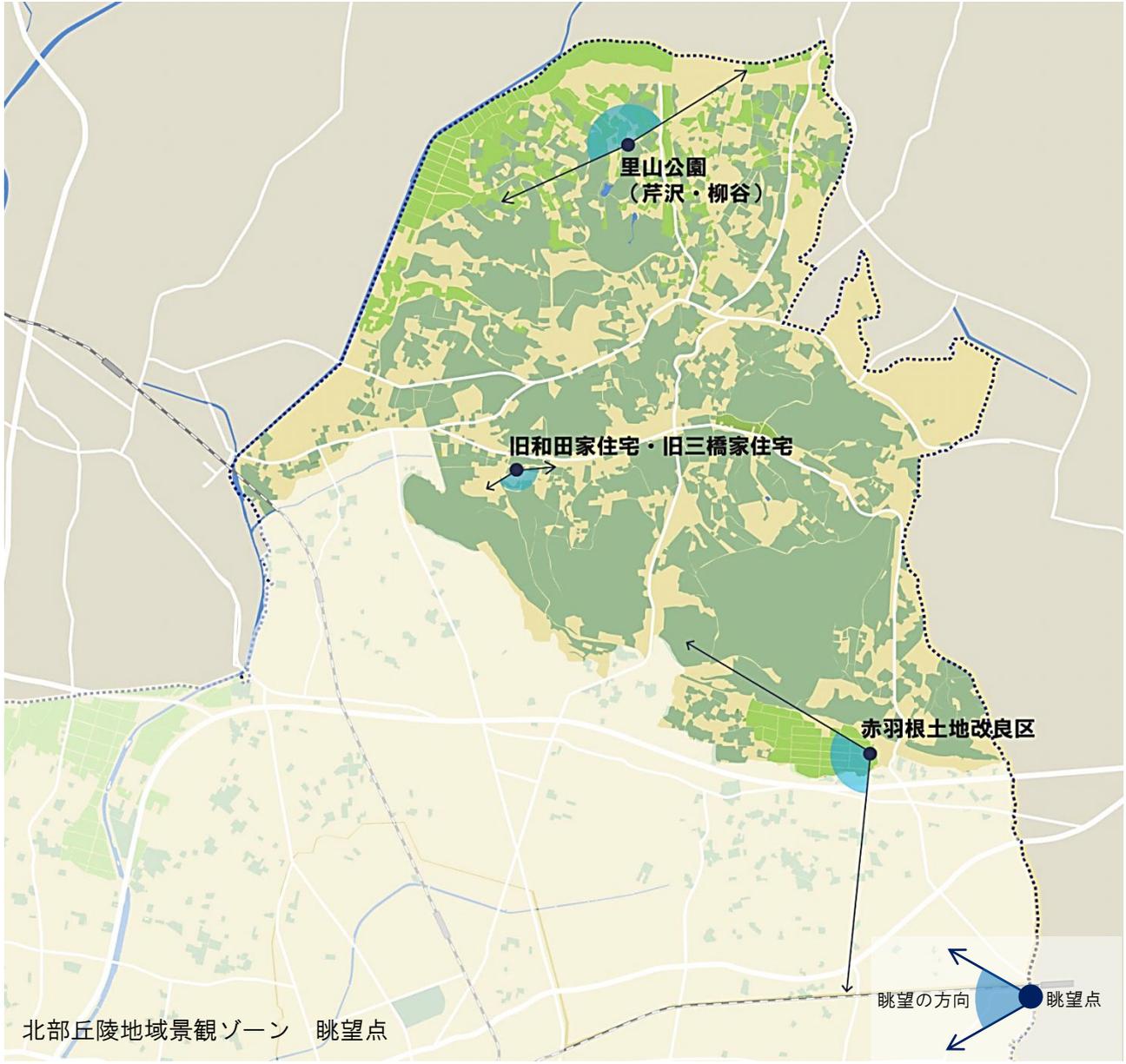


しみずやと  
清水谷



## 5) 眺望点の方針

北部丘陵地域景観ゾーンに4つの眺望点を設定し、眺望点から見られる眺望景観を確保します。



さとやまこうえん せりざわ やなぎやと  
里山公園 (芹沢・柳谷)



眺望の方向  
富士山、田畑

方針  
近景の樹林や水田、畑と一体となった大山や富士山への眺望を確保します。

あかばねとちかいりょうく  
赤羽根土地改良区



眺望の方向  
富士山、田畑

方針  
田畑からの富士山の眺望を確保します。また、工作物等の設置にあたっては、周辺の景観に調和を図ります。

きゅうわだ けじゅうたく  
旧和田家住宅



眺望の方向  
旧和田家住宅・旧三橋  
家住宅、浄見寺

方針  
旧和田家住宅を望む  
眺望を確保・修景しま  
す

きゅうみつはしけじゅうたく  
旧三橋家住宅



眺望の方向  
旧和田家住宅・旧三橋  
家住宅、浄見寺

方針  
旧三橋家住宅を望む  
眺望を確保・修景しま  
す。

## 2-3 中部地域景観ゾーンの方針

### 1) 景観ゾーンの姿と景観まちづくりの考え方

中部地域景観ゾーンは、高田・室田、松風台及びみずき地区のように落ち着いた住宅景観を形成している地域がある一方で、中世から近世にかけての重要な史跡が集積する鶴嶺地区、工業系用途の比較的多い萩園地区、生産緑地の多い菱沼地区など、様々な顔を見せるゾーンです。また、相模川、小出川、千ノ川など本市の水とみどりの骨格をなす河川があります。

本ゾーンでは、田畑、史跡名勝、眺望が良い場所などを散策する姿、住宅街の中にあるみどりが豊かな場所などに訪れて食事やイベントを楽しむ姿が見られます。

田畑、史跡名勝、眺望などの景観資源を守るとともに、家の近くでゆったりと過ごせる場をつくり、住宅地としての価値・魅力を向上させる取り組みが望まれます。



みんなで食事（撮影 松原宗佑さん）



リベンデル（撮影 景観みどり課）



人が集まる場所（撮影 古角理紗さん）



出張フードトラック（撮影 城田明香さん）



河津桜の散歩道（撮影 青木勇さん）

## 2) 景観ゾーンの方針

景観まちづくりの視点

# 生活のひと時に自然や歴史を感じる。

### 良好な住宅地景観の形成

屋敷林などのみどりを保全するとともに、その活用を進めます。また、成熟した住宅地を維持するために進めている市民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。

### 富士山や市街地の眺望の保全

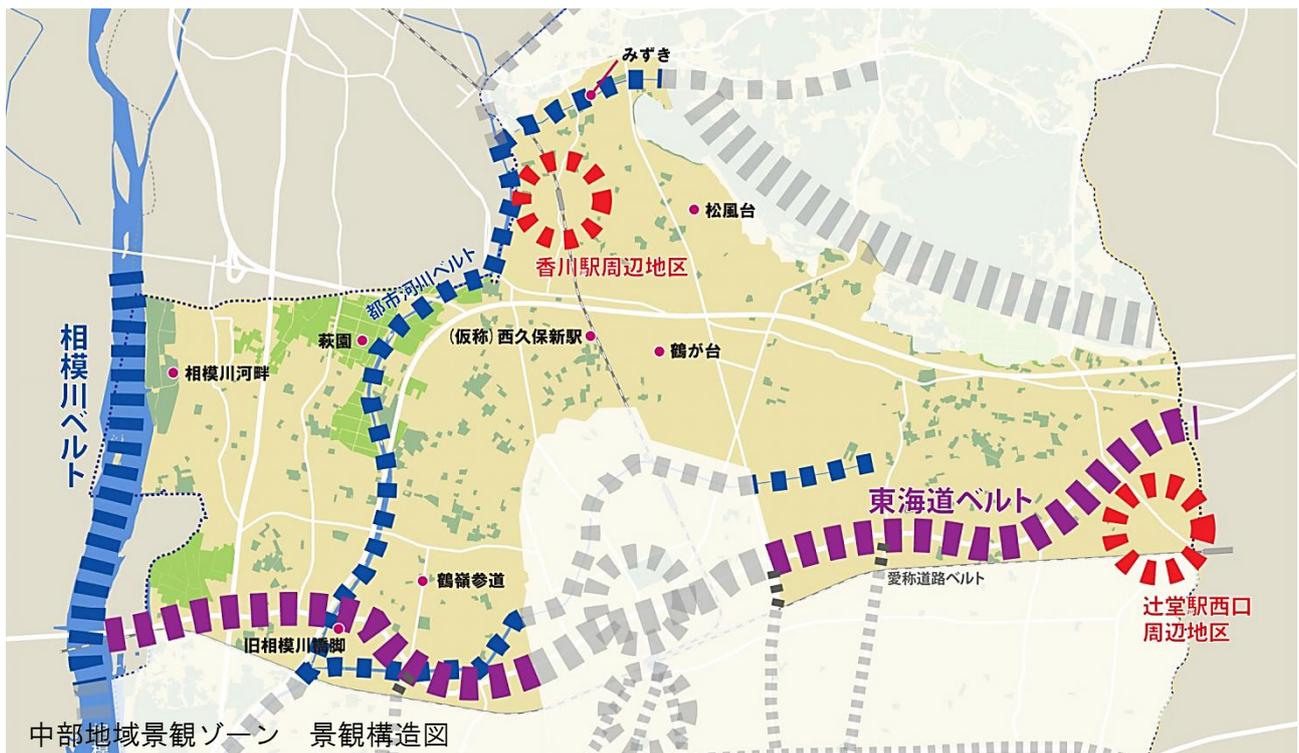
田畑や住宅地からの富士山の眺望を保全します。また、殿山公園からの市街地の眺望を併せて保全します。

### 景観資源の保全と活用

樹木や並木など景観資源を引き続き保全します。また、下寺尾官衛遺跡群や（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備に併せて、景観資源の活用を進めます。

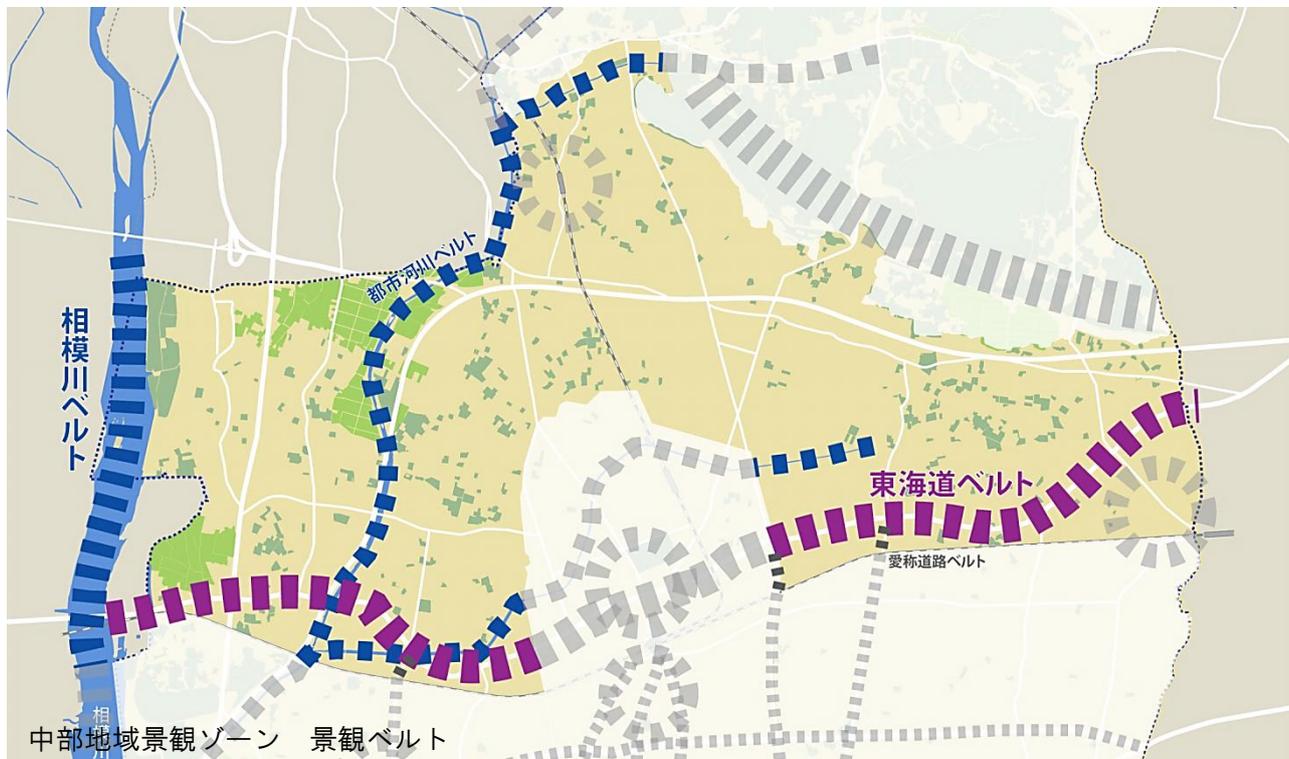
### 地域性に配慮した工業地の景観形成

工業系の用途が集中している地区は、無機的で圧迫感のある景観とならないよう、緑化や色彩の工夫などを進めます。



### 3) 景観ベルトの方針

相模川を相模川ベルト、小出川・駒寄川・千ノ川を都市河川ベルト、国道1号を東海道ベルトとして位置づけ、景観形成の方針を定めます。



#### 東海道ベルト

- ・東海道の松並木を保全するとともに、東海道の風格にふさわしい建築物、工作物や屋外広告物の規制・誘導を行い、歴史とみどり豊かな景観形成を図ります。
- ・電線類の地中化を進め、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、景観の修景を行います。
- ・建築等のデザインを工夫し、JR東海道線からの魅力ある車窓景観を演出します。

#### 相模川ベルト

河川敷の生きものが生息・生育する水辺の環境を市民と協働で保全するとともに、自然環境を学ぶための学習機会を創出します。

#### 都市河川ベルト

- ・治水整備を進めるとともに、生きものが生息・生育する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しむ環境整備を進め、自然景観の保全・創出に努めます。
- ・千ノ川沿岸の建築物を規制誘導し、富士山の眺望を確保します。

#### 愛称道路ベルト

- ・徒歩や自転車で安全に楽しくまちを巡れるような環境を整備します。
- ・沿道の緑化等を促進し、散策が楽しくなるようにおしゃれで雰囲気のある景観形成を進めます。

## 4) 景観拠点の方針

香川駅周辺と辻堂駅西口周辺を2つの景観拠点として位置づけ、各拠点で進む街づくりに併せて、景観形成を進めます。



### 香川駅周辺

- ・「香川まちづくり基本計画」に基づく整備や下寺尾官衙遺跡群の保存事業の進捗を踏まえ、特別景観まちづくり地区への指定を検討します。
- ・香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、地区の魅力を発信する取組を進めます。

### 辻堂駅西口周辺

- ・「辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、駅を中心とした公共交通の充実や、住宅、商業、行政、医療、福祉などの機能の立地によって利便性の高いまちづくりを進めます。また、計画の進捗に併せて、特別景観まちづくり地区の指定拡大を検討します。
- ・駅周辺の開発に伴い、人々が集える公共空間や公開空地を創出します。

## 5) 景観ポイントの方針

みどりが特に豊かな住宅地、歴史的価値の高い所など8ヶ所を景観ポイントとし、景観形成の方針を定めます。



### みずき



**見どころ**  
 駒寄川が流れ、みどり豊かな住宅地。みずき周辺には、谷戸の風景、田畑、歴史資産など、価値の高いものが点在しています。

**方針**  
 駒寄川と住宅地が一体となった住宅地景観を保全します。また、周辺の環境を散策できる環境を整備します。

まつかぜだい  
松風台



見どころ

1974年に東急ニュータウン茅ヶ崎松風台として開発され、みどり豊かな住宅地となっています。住民協定の運用等の活動が行われ、第12回住まいのまちなみコンクールで、「住まいのまちなみ賞」を受賞。

方針

みどりと低層の住宅が調和した住宅景観を維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。

つるだい  
鶴が台



見どころ

UR都市機構の住宅団地。成熟したみどりが見られます。団地内には住民の方々による花壇づくりなどが行われています。

方針

みどり豊かな住宅景観の維持するため、住民主体のまちづくり活動を引き続き支援します。

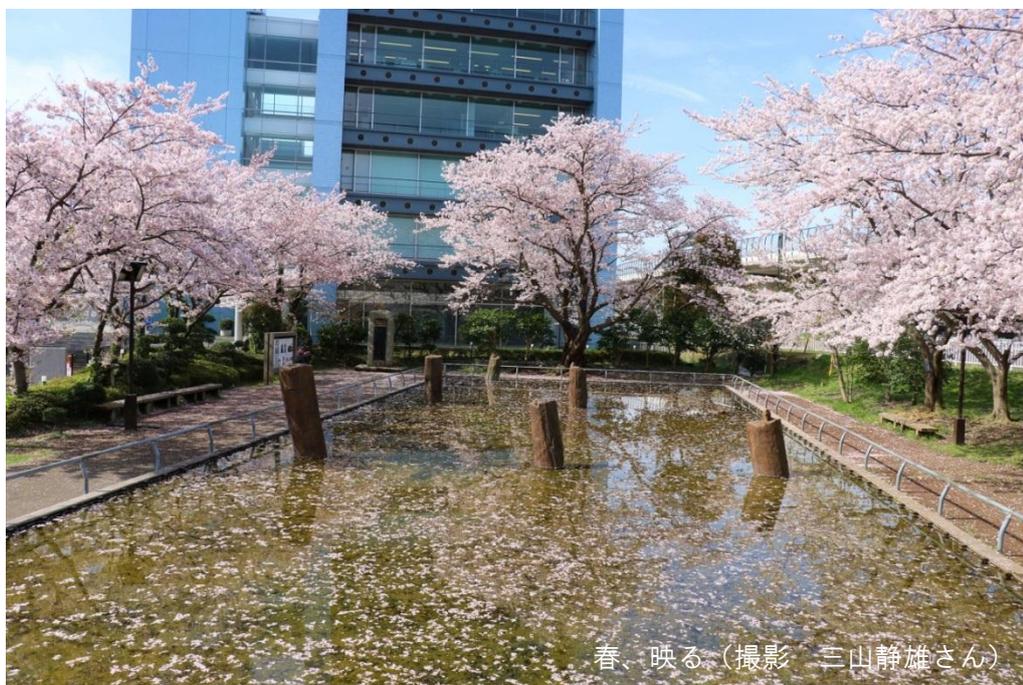
つるみねさんどう  
鶴嶺参道



見どころ  
鶴嶺八幡宮に続く参道。江戸時代（1650年頃）に現在の国道1号までの区間に、松が整備されました。参道は史跡に、松並木は天然記念物に指定されています。

方針  
松並木を保全するとともに、屋外広告物等の規制・誘導を進めます。

きゅうさがみがわきょうきやく  
旧相模川橋脚



見どころ  
1198年に源頼朝の重臣稲毛重成が亡き妻の供養のために架けた橋の橋脚と考証され、国の史跡に指定されました。また、液状化の痕跡、橋脚の出現は関東大震災の状況を残す遺産として評価され、国の天然記念物に指定されました。

方針  
史跡と梅や桜が楽しめる空間を保全します。

春、映る（撮影 三山静雄さん）

かしょう にしくぼしんえき  
(仮称) 西久保新駅



見どころ  
相模線の香川駅と北茅ヶ崎駅の間にあり、新駅構想がある場所です。

方針  
西久保新駅の整備に併せて、みどりが豊かで、市民の憩いの場となる駅前空間を整備します。

はぎその  
秋園



見どころ  
住宅地の中にある田畑。田畑から富士山を望み、秋には綺麗なコスモスも見られ、地域住民の方々の散歩道になっています。

方針  
田畑が広がる景観を保全します。

さがみがわかはん  
相模川河畔



見どころ

相模川や湘南平を見ることが出来ます。河畔は、生きものが生息・生育する地域です。

方針

生きものが生息・生育する水辺の環境を市民と協働で保全します。また、水辺の環境と触れ合う機会を創出します。

## 6) 眺望点の方針

中部地域景観ゾーンに4つの眺望点を設定し、眺望点から見られる眺望景観を確保します。



### とのやまこうえん 殿山公園



眺望の方向  
市街地、江の島  
相模湾

方針  
殿山公園から見える  
市街地と相模湾への  
眺望を確保します。

とりいどばし いしはらばし  
鳥井戸橋・石原橋



眺望の方向  
富士山

方針  
千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。

ふじみばし  
富士見橋



眺望の方向  
富士山

方針  
千ノ川沿岸の建築物の形態等を誘導し、橋から一望できる富士山の眺望を確保します。



眺望の方向  
富士山、湘南平

方針  
富士山と湘南平の眺望を確保します。

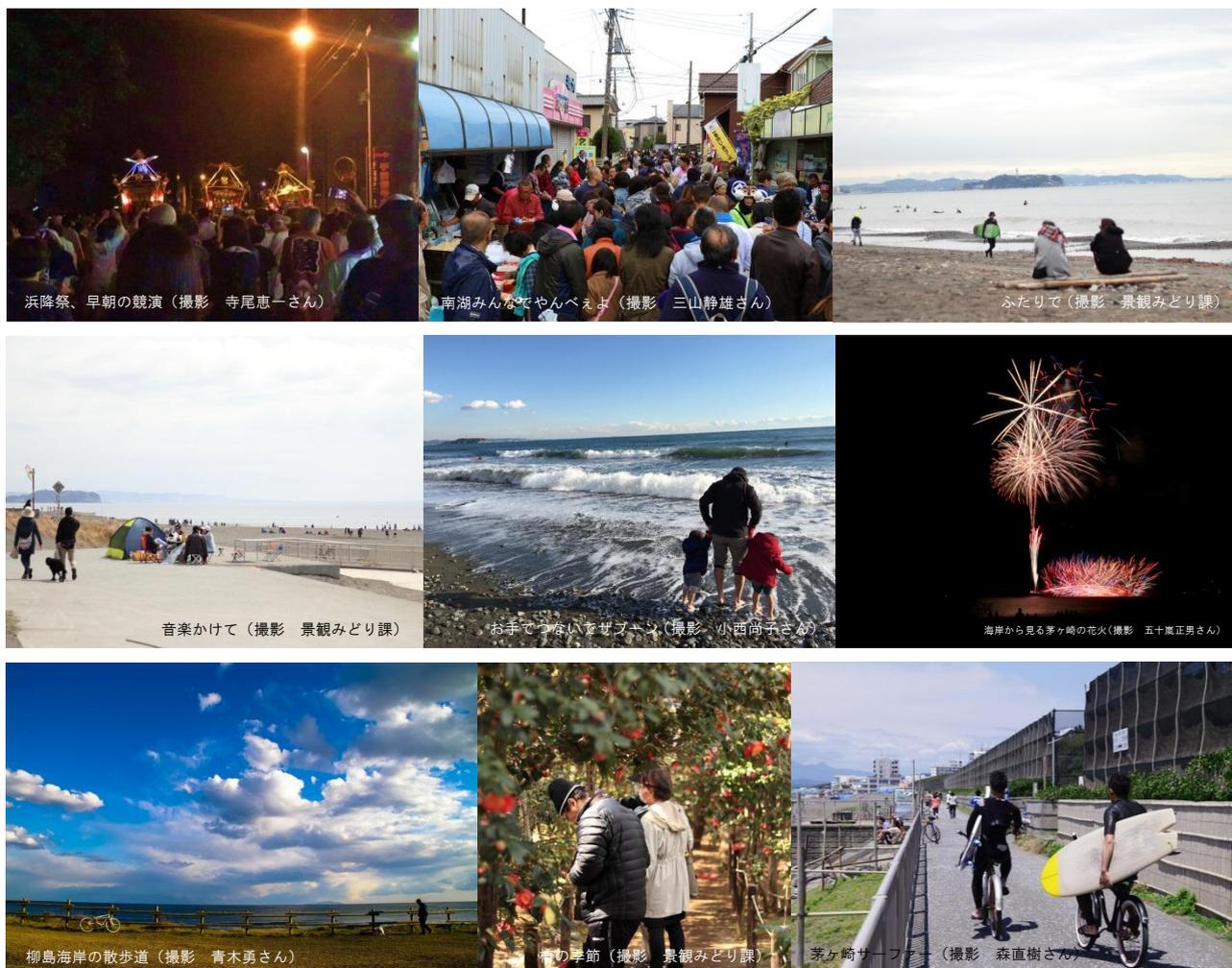
## 2-4 海岸地域景観ゾーンの方針

### 1) 景観ゾーンの姿と景観まちづくりの進め方

海岸地域景観ゾーンは、南側に相模湾や保安林が広がるエリアです。低層の住宅地に、旧別荘地等の面影を残す建築物やみどりなどが残り、愛称道路沿道には海岸の雰囲気伝える店舗が立ち並んでいます。

本ゾーンでは、サーフィンやサイクリングなど海とつながりのある活動が見られます。また、愛称道路沿道では小さなお店などで楽しく過ごしている人々の姿が見られます。

広がる海の魅力を感じられる空間を整備するとともに、サーフィンや新しいスタイルの音楽を生み出してきた風土を継承し、海岸地域の文化を体感できる空間づくりを進めます。



## 2) 景観ゾーンの方針

景観まちづくりの視点

### 海の空気と文化を感じる。

#### 旧別荘地の面影を残す文化的景観の継承

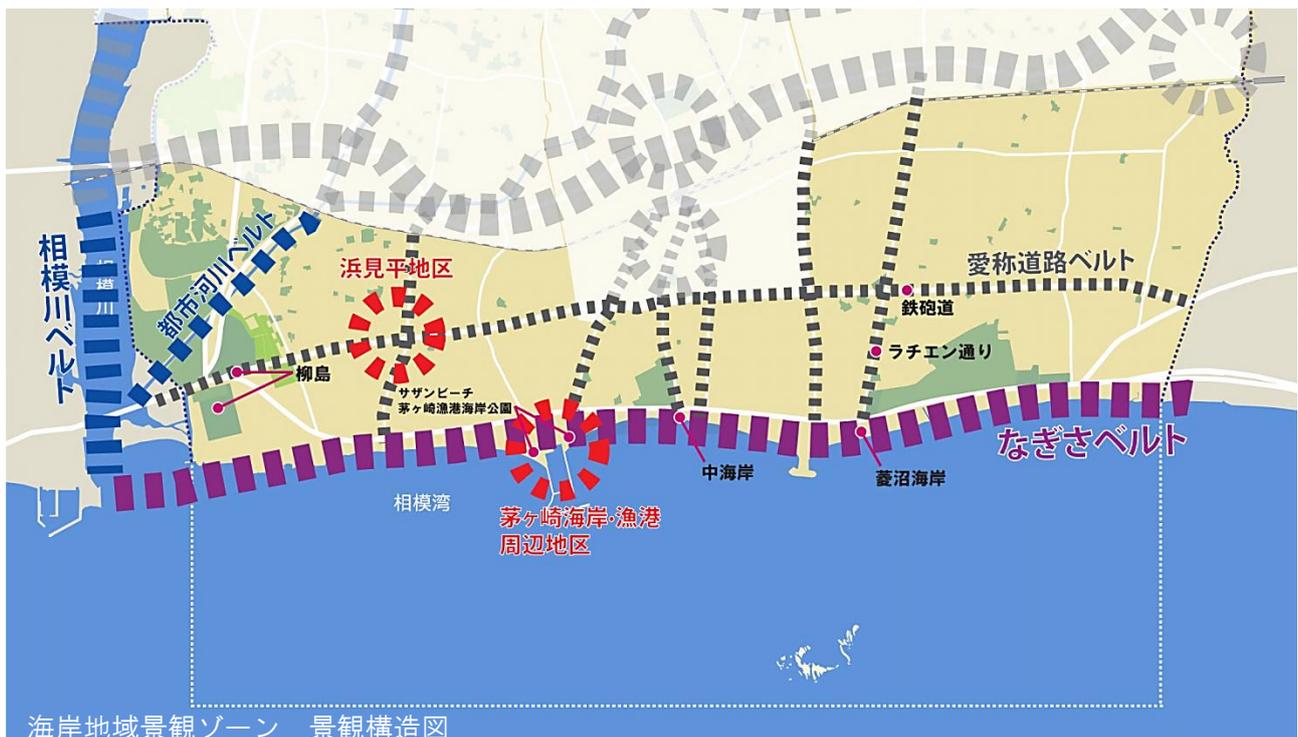
旧別荘地の面影を残す緑地や樹林を保全します。また、市民緑地などの制度を活用し、みどり豊かな空間を創出します。

#### 海岸・愛称道路沿道の景観形成

富士山・えぼし岩への眺望を保全します。また、愛称道路沿道のみどりを保全・創出するとともに周囲の調和する建築物・屋外広告物を誘導し、海岸地域にふさわしい沿道景観を形成します。

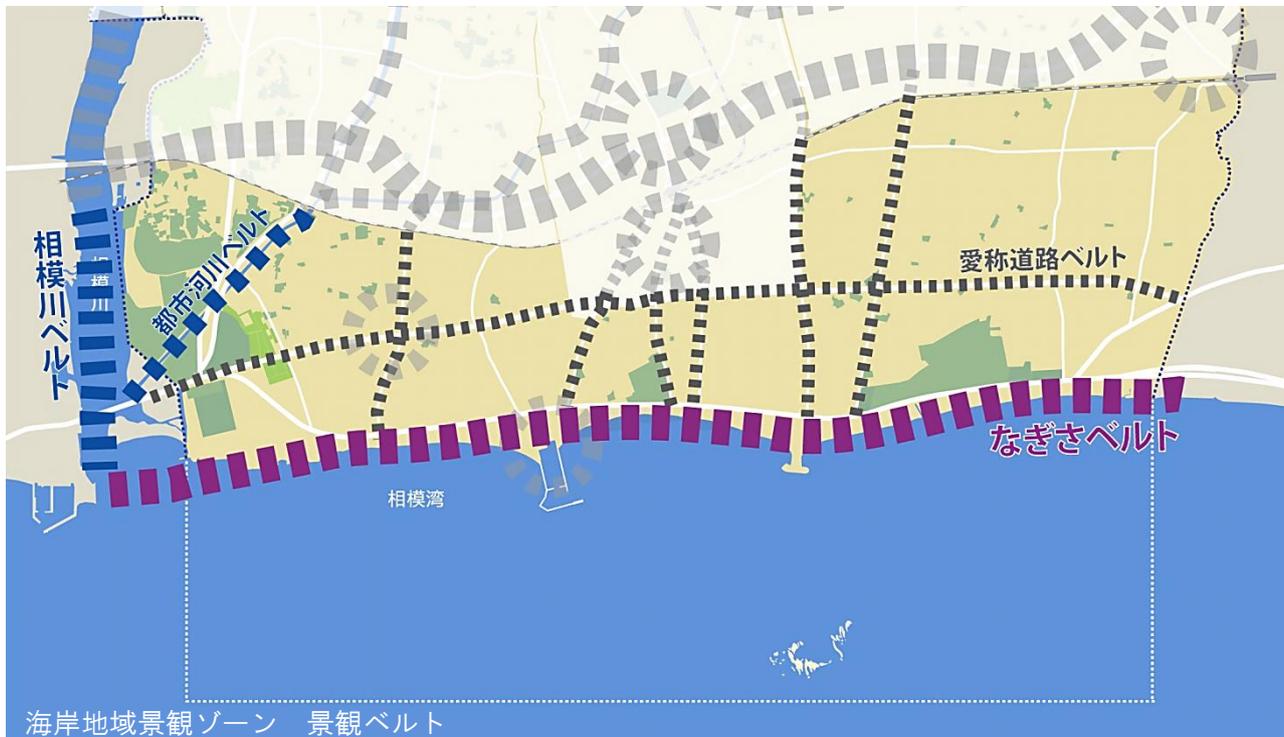
#### 海岸の文化を体感・発信する公共空間づくり

歴史的価値の高い建造物の保存・活用するとともに、浜見平地区や道の駅などの新たな拠点づくりに併せて、サーフィンや新しいスタイルの音楽を生み出してきた風土を継承し、海岸地域の文化を体感できる空間づくりを進めます。



### 3) 景観ベルトの方針

相模川を相模川ベルト、小出川・駒寄川・千ノ川を都市河川ベルト、国道134号をなぎさベルト及び愛称道路を愛称道路ベルトとして位置づけ、景観形成の方針を定めます。



#### なぎさベルト

「湘南なぎさデザインガイドライン（神奈川県）」等に基づき、開放的で、軽やかさを感じる景観の形成を図ります。また、公共空間等の整備に併せて、訪れる人々を引き付ける魅力的な景観を創出します。

#### 相模川ベルト

河川敷の生きものが生息・生育する環境を保全します。

#### 都市河川ベルト

治水整備を進めるとともに、生きものが生息・生育する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しむ環境整備を進め、自然景観の保全・創出に努めます。

#### 愛称道路ベルト

- ・自転車レーンの整備や街路樹等の再整備を行い、徒歩や自転車で安全に楽しくまちを巡れるような空間づくりを進めます。
- ・沿道の緑化や海岸の雰囲気にあった建築物等を誘導し、散策が楽しくなるような、おしゃれで雰囲気のある景観形成を進めます。

## 4) 景観拠点の方針

海岸地域景観ゾーンには、茅ヶ崎海岸・漁港地区と浜見平地区の2つの景観拠点があり、特別景観まちづくり地区に指定し、地区の特徴に応じた景観形成を進めています。引き続き、各拠点のまちづくり計画の進捗に併せて、景観形成を進めます。



### 茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区

- ・海辺の景観を守るため、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」や特別景観まちづくり地区景観形成基準に基づいて建築物等の規制誘導を進めます。
- ・浜降祭などの茅ヶ崎を代表するお祭り、サーフィンやポップミュージックを発信してきた地域文化を継承し、人が集い、海岸地域の文化を味わうことのできる空間づくりを進めていきます。

### 浜見平地区

- ・「浜見平地区まちづくり計画」や特別景観まちづくり地区の景観形成基準に基づき、UR都市機構などの事業主体と連携し、団地の再整備を進めていきます。再整備にあたっては、市民等が集える公共空間を創出するとともに、空間を活用したイベント等を行っていきます。
- ・様々な世代、主体が協働して支え合う仕組みや体制を強化して、市民が活動しやすい環境づくりを進めます。

## 5) 景観ポイントの方針

海岸地域景観ゾーンには、海岸から見える眺望、愛称道路など6ヶ所を景観ポイントとし、景観形成の方針を定めます。



### てっぽうみち 鉄砲道



#### 見どころ

沿道には雰囲気の良いお店が並び、海の空気を感じる通りです。また、沿道には佐々木卯之助追悼記念碑や団十郎山の碑があり、地域の歴史を思い起こさせる道でもあります。

#### 方針

徒歩や自転車で巡って楽しい道路空間を創出します。また、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。

ひしぬまかいが  
菱沼海岸



相模湾（撮影 五十嵐正男さん）

見どころ

関東の富士見百景としても選定され、富士山を見る絶好ポイント。サーフィンスポットとしても有名。

方針

日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、パークなどサーフィンスポットを景観資源に指定します。

なかかいが  
中海岸



見どころ

消波ブロックの近くで食事や日光浴をする姿が見られます。また、サーフィンスポットとしても有名。

方針

日本のサーフィンの発祥地である茅ヶ崎の価値を伝えるため、白樺などのサーフィンスポットを景観資源に指定します。



やなぎしま こうえん  
柳島 しおさい公園

#### 見どころ

しおさい広場には芝生が広がり、スポーツをしたり、芝生に座ったり、寝っ転がって過ごせる場所です。

近くには、柳島スポーツ公園と道の駅建設予定地があり、これから、多くの方の憩いの場となりそうです。

#### 方針

道の駅、柳島スポーツ公園、しおさい広場や柳島キャンプ場で、海岸地域の文化を味わえる空間を創出します。



やなぎしま こうえん  
柳島 スポーツ公園

ちがさきぎょこうかいがんこうえん  
サザンビーチ・茅ヶ崎漁港海岸公園



サザンC (撮影 三山静雄さん)

サザンCからえぼし<sup>いわのぞ</sup>岩を望む。

見どころ

夏の海水浴だけでなく、一年を通してサーフィンを楽しんだり、休んだりできる場所。夕暮れの富士山や江の島、えぼし岩の眺めがとても綺麗です。

方針

富士山の眺望を確保するとともに、浜降祭や湘南祭など茅ヶ崎を代表するお祭りなどの景観資源を継承します。



ちがさきぎょこうかいがんこうえん  
茅ヶ崎漁港海岸公園

## ラチェン通り<sup>どお</sup>



**見どころ**  
えぼし岩が、不思議と大きく見える場所。自転車に乗るサーファーの姿が良く見られます。

**方針**  
えぼし岩の眺望やみどりを楽しめる沿道景観を形成します。また、開高健記念館・茅ヶ崎ゆかりの人物館にあるみどり等を保全します。

## 6) 眺望点の方針

海岸地域景観ゾーンに7つの眺望点を設定し、眺望点から見られる眺望景観を確保します。



### ちがさきこうえんほどうきょう 茅ヶ崎公園歩道橋



眺望の方向  
富士山、丹沢山系等

方針  
国道134号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。

## ヘッドランド



雄大な富士山（撮影 三山静雄さん）

眺望の方向  
相模湾、富士山等

方針  
茅ヶ崎漁港周辺地区の景観の形成を進めるとともに、相模湾を一望する眺望と富士山および箱根・丹沢山系の眺望を確保します。

## いっちゅう いわほどうきょう — 中えぼし岩歩道橋



眺望の方向  
富士山、丹沢山系等

方針  
国道134号、飛砂防備保安林、富士山および箱根・丹沢山系までの眺望を確保します。

はますかほどうきょう  
浜須賀歩道橋



眺望の方向  
富士山、丹沢山系等

方針  
国道134号、飛砂防備  
保安林、富士山および  
箱根・丹沢山系までの  
眺望を確保します。

どお まつがおかこうさてん  
ラチェン通り（松が丘交差点）



眺望の方向  
えぼし岩

方針  
えぼし岩の眺望を確  
保するとともに、みど  
りを楽しめる沿道景  
観を形成します。

はまみだいらだんち  
浜見平団地



しろやま公園から見た富士山・丹沢山系

眺望の方向  
富士山、丹沢山系

方針  
富士山と丹沢山系の  
眺望を確保します。

2  
・  
4  
海岸地域景観ゾーンの  
方針



ひだり富士通りから見る富士山

## 2-5 中心市街地景観ゾーンの方針

### 1) 景観ゾーンの特徴と景観まちづくりの考え方

中心市街地景観ゾーンは、商業・業務や市役所、市民文化会館等の行政機能が集積する地区です。本ゾーンでは、中央公園で遊んだり、お店で買い物をする姿、飲食店で食事や交流を楽しむ姿が見られます。

茅ヶ崎駅は1日に約11万人が利用する駅であり、茅ヶ崎のイメージを決定づける場所です。茅ヶ崎のイメージに沿った空間づくりを進め、飲食店などで食事や交流を楽しみ、賑わいのある景観形成を進めます。



朝のおさんぽ（撮影 前田俊明さん）



野球（撮影 古角理紗さん）



水辺で花見（撮影 景観みどり課）



18時過ぎ待合せ（撮影 松原宗佑さん）

## 2) 景観ゾーンの方針

景観まちづくりの視点

### 市民の方も来訪者も集い、賑わう。

#### 活気ある市街地景観の形成

商業や行政・文化活動拠点など都市機能の集積を維持するとともに、エメロードや茅ヶ崎中央通りなどそれぞれの通りにふさわしい沿道景観を形成します。また、行政拠点地区については、公共性の高さを維持しつつ、交流や文化的活動が生まれる環境を創出します。

#### 海の雰囲気を感じる沿道景観の形成

海岸の雰囲気を伝え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、海の雰囲気や店が作り出す賑わいのある沿道景観を形成します。

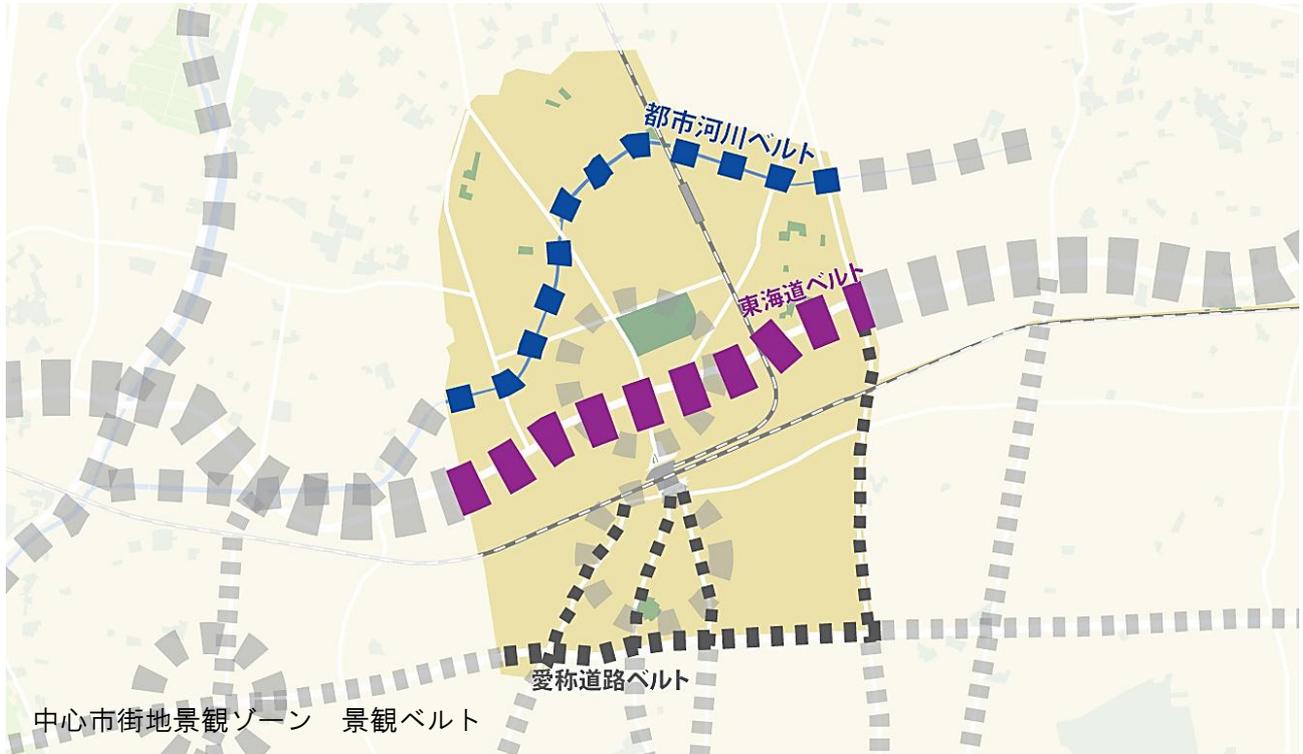
#### 魅力ある公開空地や公共空間の創出

行政拠点地区の整備や開発行為に併せて、公開空地や公共空間に創出し、緑陰空間、ベンチの設置など人が集える空間づくりを進めます。



### 3) 景観ベルトの方針

千ノ川を都市河川ベルト、国道1号を東海道ベルト及び愛称道路を愛称道路ベルトとして位置づけ、景観形成の方針を定めます。



#### 愛称道路ベルト

- ・ 徒歩や自転車で安全に楽しく街を巡れるような環境を整備します。
- ・ 沿道の緑化等を行い、散策が楽しくなるような、おしゃれで雰囲気のある景観形成を進めます。

#### 東海道ベルト

- ・ 東海道の松並木を保全するとともに、東海道の風格にふさわしい建築物、工作物や屋外広告物の規制・誘導を行い、歴史とみどり豊かな景観形成を図ります。
- ・ 電線類の地中化を進め、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、景観の修景を行います。
- ・ 建築等のデザインを工夫し、JR東海道線からの魅力ある車窓景観を演出します。

#### 都市河川ベルト

- ・ 治水整備を進めるとともに、生きものが生息・生育する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しむ環境整備を進め、自然景観の保全・創出に努めます。

## 4) 景観拠点の方針

中心市街地景観ゾーンには、茅ヶ崎駅北口地区と茅ヶ崎駅南口地区の2つの景観拠点があり、北口については特別景観まちづくり地区の景観形成基準に基づき、景観形成を進めています。南口については、海岸地域の玄関口として相応しい景観形成を進めます。



### 茅ヶ崎駅北口周辺地区

- ・特別景観まちづくり地区の景観形成基準に基づき、3つの街区（商業街区、東海道街区、行政文化街区）の特性に応じた景観まちづくりを推進します。3街区を通る茅ヶ崎中央通りについては、落ち着きと風格のある景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制誘導を進めます。
- ・通りごとに特徴のある景観誘導を図るため、屋外広告物の形態・意匠等の規制誘導します。
- ・国道1号沿道は、江戸時代から続く松並木や一里塚等の歴史的資源が尊重され、地区の特徴として活用される魅力的な景観の形成を図ります。

### 茅ヶ崎駅南口周辺地区

明るさや自由など軽やかな雰囲気を与え、公共交通が利用しやすい駅前広場へ再整備します。また、雄三通り、高砂通り、サザン通りなど道路ごとの特徴ある景観形成を図るため、茅ヶ崎駅南口周辺を特別景観まちづくり地区に指定します。



## 5) ポイントの方針

中心市街地景観ゾーンには、駅前など5ヶ所を景観ポイントとし、景観形成の方針を定めます。



### ちがさきえききたぐち 茅ヶ崎駅北口



**見どころ**  
駅周辺には様々なお店が集まり、昼も夜も賑わう場所です。

**方針**  
落ち着いたある眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を進めます。

しやくしよしゆうへん  
市役所周辺



ちゅうおうこうえん  
中央公園



ちゅうおうこうえん しやくしよほうめん み  
中央公園から市役所方面を見る

見どころ

茅ヶ崎駅から近く、市役所に隣接して文化・スポーツ施設、中央公園が立地している地区です。

市役所旧本庁舎跡地にも広場が整備され、今後はより多くの人々が公共施設や公園を行き来する姿が見られる場所となります。

方針

公共的機能を維持しつつ、交流や文化的活動が生まれる環境を創出します。

ちがさきえきみなみぐち  
茅ヶ崎駅南口



見どころ  
海に続く玄関口。駅前周辺には、昼も夜も賑わいを見せる小さなお店があります。

方針  
バス、タクシーが利用しやすい駅前広場へ再整備し、海の雰囲気を感じる明るく、軽快な空間づくりを進めます。

びじゅつかん たかすなりよくちしゅうへん  
美術館・高砂緑地周辺



見どころ  
神奈川県景観100選にも選ばれました。高砂緑地、美術館や松籟庵が集積し、文化的な景観を楽しむことができます。

方針  
神奈川県景観100選にも選ばれた高砂緑地周辺の松並木等、みどり豊かな景観を保全します。



#### 見どころ

沿道には雰囲気の良いお店が並び、海の空気を感じる通りです。また、沿道には佐々木卯之助追悼記念碑や団十郎山の碑があり、地域の歴史を思い起こさせる道でもあります。

#### 方針

徒歩や自転車で巡って楽しい道路空間を創出し、沿道の店舗と協働し、沿道の景観づくりを進めます。

## 6) 眺望点の方針

中心地域景観ゾーンには1つの眺望点を設定し、その眺望眺望を確保します。



### ペDESTリアンデッキ<sup>1)</sup>



眺望の方向  
茅ヶ崎中央通り、市役所周辺

方針  
落ち着いたある眺望景観を創出するため、建築物や工作物の形態・意匠の規制・誘導を進めます。

1)ペDESTリアンデッキ：公共歩廊。交通処理の理由等から立体的に処理された歩行者路のこと。

# 第3章

## 景観資源の指定方針





### 3-1 景観資源とは

景観資源とは、景観法や景観条例に基づき指定する景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木及びちがさき景観資源の4つを総称するものです。

道路、河川、建造物、樹木などのうち、本市の景観形成上で特に重要なものについては、景観法及び景観条例に基づき、景観資源に指定し、保全・活用に努めていきます。

景観資源	指定対象	指定の効果
景観重要公共施設	道路（道路法）、公園（都市公園法、自然公園法）、河川（河川法）、海岸保全区域（海岸法）、漁港（漁港漁場整備法）など、各種法に規定されている公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が各公共施設の整備する場合に基準（形態意匠、高さなど）に即して整備を進めることとなります。</li> <li>・施設管理者以外が設置する占用物の設置基準を定めることができます。</li> </ul>
景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化の面から外観が景観上の特徴を有し、市民等にも愛着のある建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物の増築・改築、外観の修繕、移転等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。</li> </ul>
景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化の面から樹容が景観上の特徴を有し、市民等に愛着のある樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の伐採や移植等にあたり景観行政団体の許可が必要となり、良好な景観が損なわれないよう維持管理を義務付けることができます。</li> </ul>
ちがさき景観資源	みどり、水辺、公共空間、まち並み、心象、眺望、その他良好な景観を形成しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記3つのような規制策はありませんが、茅ヶ崎が有する資源等のPRになります。</li> </ul>

## 3-2 景観重要公共施設の指定方針

### 1) 指定方針

景観ベルトや景観ポイントなど茅ヶ崎の良好な景観形成に大きな影響を与えており、市民や来訪者に親しまれている公共施設（道路、公園、河川など）は、順次、景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設に指定します。なお、指定にあたり「整備に関する事項」と「占用許可に関する事項」については、次のとおりの基準に基づき、内容を定めていきます。

### 2) 整備に関する事項について

- ・ 第2章「良好な景観の形成に関する方針」や第5章「公共施設の設計に関する事項」を踏まえる。
- ・ 施設の種別又は公共施設の位置する区域に応じて、次に示すガイドライン等を参照する。

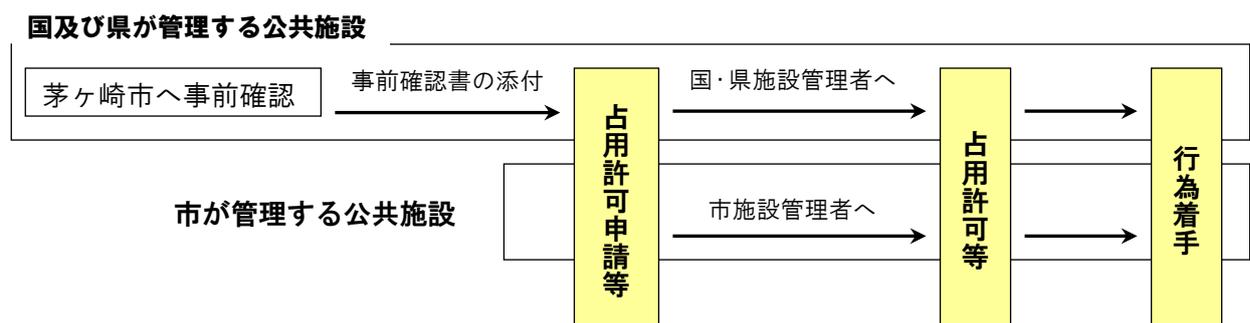
「海岸景観形成ガイドライン」国土交通省河川局・港湾局・農林水産省農村振興局・水産庁（平成18年1月）  
 「道路デザイン指針（案）」国土交通省（平成17年3月）  
 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」国土交通省（平成29年3月）  
 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」国土交通省・警察庁（平成28年7月）  
 「湘南なぎさデザインガイドライン」神奈川県（平成3年3月）

### 3) 占用許可に関する事項について

- ・ 占用物件等については、神奈川県の占用許可等の基準に適合すること。
- ・ 施設の性質を考え、公益性の低いものについては占用物件を限定する。
- ・ ゾーン別に定めている色彩基準等を参考に占用物の形態意匠を定める。

### 4) 占用許可等の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要です。このため、国や県が管理している公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。



※景観重要公共施設の占用許可等について、市の事前確認書を添付して公共施設管理者に許可申請をした行為については、景観計画区域（特別景観まちづくり地区を含む。）内の行為の届出は必要ありません。

## 5) 適用の除外

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
- ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの。
- ・ 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む）。
- ・ 景観計画の施行時点で現に占用許可等を受けて存するもの（外観の変更を生じないものに限る）。
- ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの（ただし、地下道等で一般の人が通行し目に見えるものを除く）。

## 6) 指定の手続き

- ・ 所有者又は施設管理者の同意を得る。
- ・ 景観まちづくり審議会の同意を得る（必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聴く）。

## 7) 指定候補

指定を進める公共施設の代表例を以下に示します（詳細は、第7章）。



愛称道路



茅ヶ崎駅南口広場



柳島しおさい公園



駒寄川

## 3-3 景観重要建造物の指定方針

### 1) 指定方針

次に示す項目に該当する建造物のうち、その外観が道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第19条第1項に定める景観重要建造物に指定します。

#### ■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

#### ■建造物の価値

地域の自然、歴史、文化の面から外観が景観上の特徴を有し、地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、茅ヶ崎の景観形成に良好な影響を与えているもの。

#### ■建造物の保全活用

建造物の維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

### 2) 指定の手続き

- ・所有者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る(必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聴く)。

### 3) 指定候補

指定を進める建造物は以下のものを検討します。なお、市民等からの推薦を受けた場合、1)に示す指定方針に沿ったものであることを確認し、2)の手続きを踏まえ、景観重要建造物に指定します。



旧水室家住宅主屋



旧南湖院第一病舎

## 3-4 景観重要樹木の指定方針

### 1) 指定方針

次に示す項目に該当する樹木（生垣を含む）の中で、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望めるものを、景観法第28条第1項に定める景観重要樹木に指定します。

#### ■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

#### ■樹木の価値

地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、地域の自然、歴史、文化の面から樹容が景観上の特徴を有し、景観形成に良好な影響を与えているもの。

#### ■樹木の保全活用

樹木の維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方を定めていること。

### 2) 指定の手続き

- ・所有者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る(必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聴く)。

### 3) 指定候補

指定を進める樹木は次のものを検討します。なお、市民等からの推薦を受けた場合、1)に示す指定方針に沿ったものであることを確認し、2)の手続きを踏まえ、景観重要樹木に指定します。



旧南湖院第一病舎前のクスノキ

## 3-5 ちがさき景観資源の指定方針

### 1) ちがさき景観資源の分類

ちがさき景観資源は、人々にとって愛着のあるみどり、水辺、公共空間、まち並み、心象風景、眺望、祭事等の資源を幅広く指定できる制度です。指定方針に合致するものを本市景観条例第15条第1項に定めるちがさき景観資源に指定します。

#### ちがさき景観資源の分類

分類	要素
みどり	松林、松並木、屋敷林、社寺林、丘陵地、斜面林、水田、畑地、谷戸、樹林、並木、古木、草地など
水辺	海、川、砂浜、池、用水路、湧水 など
歴史・文化	別荘建築、庭園、史跡、寺社、伝統的農家住宅、囲障、古道、崖、長屋門、蔵など
まち並み	住宅地、商業地、工業地、沿道、現代建築など
公共空間	道路、公園、橋梁、文学碑、ストリートファニチャー <sup>1)</sup> など
心象景観	潮の香り、虫の声、花火大会の音と光 など
眺望景観	海への眺望、山への眺望、丘陵から見下ろす眺望 など
生活景観、祭事	地曳網、海の家、伝統行事・祭り など
その他	良好な景観の形成に寄与している人・団体 など

1)ストリートファニチャー：道路におかれている街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など、歩行者に快適さを提供するための設備のこと。

### 2) 指定方針

次の項目に該当する資源を茅ヶ崎市景観条例第15条第1項に定めるちがさき景観資源に指定します。

#### ■まちづくりに対する寄与

景観計画、都市マスタープランなど、本市のまちづくりの目標や方針等に合致するもの。

#### ■資源の価値

市民や来訪者に愛され、茅ヶ崎の文化やシンボルとなっているもの。

#### ■資源の保全活用

維持管理、指定解除の条件、周知イベントの実施など、保全活用方策を定めていること。

### 3) 指定の手続き

- ・所有者又は施設管理者の同意を得る。
- ・景観まちづくり審議会の同意を得る(必要に応じて景観まちづくりアドバイザーの意見を聴く)。

### 4) 指定候補

指定を進める資源の代表例を示します(詳細は、第7章)。市民等からの推薦を受けた場合、2)に示す指定方針に沿うことを確認し、3)の手続きを踏まえ、ちがさき景観資源に指定します。



浜降祭



えぼし岩からの日の出と夕日(撮影 切通 進さん)

えぼし岩



ラチエン通りからのえぼし岩



茅ヶ崎サーファー(撮影 森直樹さん)

サーフィンスポット



134号線道路の歩道橋からみる富士山の夕焼け(撮影 五十嵐正男さん)

歩道橋から見る富士山



浄見寺周辺

